

令和元年第4回宮崎市議会
議案参考資料

条例改正新旧対照

議会運営委員会資料

令和元年8月26日

目 次

議案第 133号	宮崎市印鑑条例の一部を改正する条例 ・宮崎市印鑑条例（昭和55年条例第35号）	6
議案第 134号	宮崎市立幼稚園条例及び宮崎市保育所条例の一部を改正する条例 ・宮崎市立幼稚園条例（昭和40年条例第6号） ・宮崎市保育所条例（昭和39年条例第25号）	8 9
議案第 135号	宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 ・宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第86号）	11
議案第 136号	宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 ・宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第97号）	13
議案第 138号	宮崎白浜オートキャンプ場条例の一部を改正する条例 ・宮崎白浜オートキャンプ場条例（平成9年条例第16号）	33
議案第 139号	宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 ・宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年条例第41号）	37
議案第 140号	宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 ・宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年条例第24号）	38
議案第 141号	宮崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例 ・宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例第3号）	42
議案第 142号	宮崎市民プラザ条例の一部を改正する条例 ・宮崎市民プラザ条例（平成11年条例第33号）	44
議案第 143号	みやざきアートセンター条例の一部を改正する条例 ・みやざきアートセンター条例（平成20年条例第26号）	48
議案第 144号	宮崎市清武文化会館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市清武文化会館条例（平成26年条例第4号）	50

議案第 1 4 5 号	宮崎市交流センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市交流センター条例（平成8年条例第12号）	5 2
議案第 1 4 6 号	宮崎市城の駅条例の一部を改正する条例 ・宮崎市城の駅条例（平成26年条例第7号）	5 3
議案第 1 4 7 号	宮崎市高岡交流プラザ条例の一部を改正する条例 ・宮崎市高岡交流プラザ条例（平成23年条例第40号）	5 4
議案第 1 4 8 号	宮崎市交流プラザきよたけ条例の一部を改正する条例 ・宮崎市交流プラザきよたけ条例（平成26年条例第9号）	5 5
議案第 1 4 9 号	宮崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例 ・宮崎市行政財産使用料条例（平成13年条例第8号）	5 6
議案第 1 5 0 号	宮崎市公民館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市公民館条例（昭和57年条例第7号）	5 8
議案第 1 5 1 号	宮崎市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市コミュニティセンター条例（昭和60年条例第35号）	5 9
議案第 1 5 2 号	宮崎市佐土原総合文化センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市佐土原総合文化センター条例（平成17年条例第117号）	6 0
議案第 1 5 3 号	宮崎市歴史資料館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市歴史資料館条例（平成4年条例第3号）	6 2
議案第 1 5 4 号	宮崎市田野伝承芸能館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市田野伝承芸能館条例（平成22年条例第52号）	6 3
議案第 1 5 5 号	宮崎市福祉文化公園条例の一部を改正する条例 ・宮崎市福祉文化公園条例（平成6年条例第3号）	6 4
議案第 1 5 6 号	宮崎市田野総合福祉館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市田野総合福祉館条例（平成17年条例第128号）	6 8
議案第 1 5 7 号	宮崎市清武総合福祉センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市清武総合福祉センター条例（平成21年条例第42号）	6 9
議案第 1 5 8 号	宮崎市佐土原地域福祉センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市佐土原地域福祉センター条例（平成22年条例第9号）	7 0

議案第 159号	宮崎市青少年プラザ条例の一部を改正する条例 ・宮崎市青少年プラザ条例（平成22年条例第53号）	71
議案第 160号	宮崎市障がい者体育センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市障がい者体育センター条例（昭和55年条例第30号）	72
議案第 161号	宮崎市保健センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市保健センター条例（平成11年条例第30号）	73
議案第 162号	宮崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ・宮崎市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第145号）	74
議案第 163号	宮崎市夜間急病センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市夜間急病センター条例（昭和54年条例第41号）	75
議案第 164号	宮崎市総合発達支援センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市総合発達支援センター条例（平成14年条例第34号）	76
議案第 165号	宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ・宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例（昭和50年条例第20号）	77
議案第 166号	宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する 条例 ・宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成5年条例 第28号）	78
議案第 167号	宮崎市公設合併処理浄化槽条例の一部を改正する条例 ・宮崎市公設合併処理浄化槽条例（平成17年条例第151号）	80
議案第 168号	宮崎市運動広場条例の一部を改正する条例 ・宮崎市運動広場条例（平成17年条例第121号）	81
議案第 169号	宮崎市立体育館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市立体育館条例（昭和57年条例第8号）	82
議案第 170号	宮崎市武道館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市武道館条例（平成17年条例第123号）	88
議案第 171号	宮崎市B＆G海洋センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市B＆G海洋センター条例（平成17年条例第124号）	89

議案第 172号	宮崎市石崎の杜鯨鯨館条例の一部を改正する条例 ・宮崎市石崎の杜鯨鯨館条例（平成22年条例第32号）	90
議案第 173号	宮崎市青島パークゴルフ場条例の一部を改正する条例 ・宮崎市青島パークゴルフ場条例（平成22年条例第54号）	91
議案第 174号	宮崎テクノロジーパーク交流研修センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎テクノロジーパーク交流研修センター条例（平成17年条例第164号）	92
議案第 175号	宮崎市道の駅フェニックス条例の一部を改正する条例 ・宮崎市道の駅フェニックス条例（平成17年条例第12号）	93
議案第 176号	宮崎市高岡温泉やすらぎの郷条例の一部を改正する条例 ・宮崎市高岡温泉やすらぎの郷条例（平成17年条例第169号）	94
議案第 177号	宮崎市青島ビーチセンター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市青島ビーチセンター条例（平成23年条例第49号）	95
議案第 178号	宮崎市自然休養村センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市自然休養村センター条例（昭和53年条例第17号）	96
議案第 179号	宮崎市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市農村環境改善センター条例（平成17年条例第171号）	98
議案第 180号	宮崎市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市農業構造改善センター条例（平成17年条例第172号）	100
議案第 181号	宮崎市ふるさと農産物加工センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市ふるさと農産物加工センター条例（昭和63年条例第15号）	101
議案第 182号	宮崎市田野物産センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市田野物産センター条例（平成17年条例第173号）	102
議案第 183号	宮崎市道の駅田野総合案内施設条例の一部を改正する条例 ・宮崎市道の駅田野総合案内施設条例（平成17年条例第174号）	103
議案第 184号	宮崎市道の駅高岡条例の一部を改正する条例 ・宮崎市道の駅高岡条例（平成17年条例第175号）	104
議案第 185号	宮崎市農業団地センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市農業団地センター条例（平成17年条例第177号）	105

議案第 186号	宮崎市内山農村研修センター条例の一部を改正する条例 ・宮崎市内山農村研修センター条例（平成17年条例第178号）	106
議案第 187号	宮崎市農村公園条例の一部を改正する条例 ・宮崎市農村公園条例（平成21年条例第109号）	107
議案第 188号	宮崎市市民農園条例の一部を改正する条例 ・宮崎市市民農園条例（平成21年条例第36号）	108
議案第 189号	宮崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 ・宮崎市中央卸売市場業務条例（昭和52年条例第19号）	109
議案第 190号	宮崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 ・宮崎市公設地方卸売市場業務条例（平成23年条例第51号）	112
議案第 191号	宮崎市道路占用料条例の一部を改正する条例 ・宮崎市道路占用料条例（昭和35年条例第3号）	114
議案第 192号	宮崎市公共物管理条例の一部を改正する条例 ・宮崎市公共物管理条例（平成14年条例第41号）	115
議案第 193号	宮崎市準用河川管理条例の一部を改正する条例 ・宮崎市準用河川管理条例（平成17年条例第188号）	116
議案第 194号	宮崎市都市公園条例の一部を改正する条例 ・宮崎市都市公園条例（昭和32年条例第34号）	118
議案第 195号	宮崎市フェニックス自然動物園条例の一部を改正する条例 ・宮崎市フェニックス自然動物園条例（平成13年条例第33号）	136
議案第 196号	宮崎市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例 ・宮崎市工業用水道事業給水条例（平成21年条例第128号）	137
議案第 197号	宮崎市下水道条例の一部を改正する条例 ・宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号）	138
議案第 198号	宮崎市火災予防条例の一部を改正する条例 ・宮崎市火災予防条例（昭和48年条例第56号）	139

（注） 関係条文の抜粋により、改正部分を下線で示した。

宮崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市印鑑条例（昭和55年条例第35号）

改正後	現行
（登録の資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</u> 2 （略） （登録印鑑） 第3条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。 （1） <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> （2） 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） 3 <u>市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> （印鑑の登録） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 市長は、第2項又は前項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。 （1）～（3） （略） （4） <u>氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称）</u> （5）・（6） （略） （7） <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので</u>	（登録の資格） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</u> 2 （略） （登録印鑑） 第3条 （略） 2 （略） （1） <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> （2） 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの （3）～（6） （略） （印鑑の登録） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1）～（3） （略） （4） 氏名 （5）・（6） （略）

表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

- 5 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製する。

(印鑑登録の抹消)

第12条 (略)

- 2 市長は、被登録者について次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、被登録者にその旨を通知するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名、氏(氏に変更があった者)にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。)
又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があったとき。

(4) 外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。

(5) (略)

(印鑑登録証明書)

- 第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)に、次に掲げる事項を記載して作成する。

(1) (略)

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(3)・(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

- 5 前項第2号から第6号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製する。

(印鑑登録の抹消)

第12条 (略)

- 2 市長は、被登録者について次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、被登録者にその旨を通知するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏又は名の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があったとき。

(4) (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 (略)

(1) (略)

(2) 氏名

(3)・(4) (略)

2 (略)

宮崎市立幼稚園条例及び宮崎市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市立幼稚園条例（昭和40年条例第6号）

改正後	現行
（保育料） 第3条 幼稚園の保育料は、<u>無料</u>とする。	（保育料） 第3条 幼稚園の保育料は、<u>月額6,600円を超えない範囲内において規則で定める額</u>とする。 （保育料の納期） 第4条 保育料は、<u>毎月末日までに納めなければならない。</u> （保育料の減免） 第5条 市長は、<u>特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</u> （保育料の不還付） 第6条 <u>既に納入した保育料は、還付しない。ただし、前条の規定により減額し、又は免除したときは、この限りでない。</u>
（委任） 第4条 （略）	（委任） 第7条 （略）

宮崎市保育所条例（昭和39年条例第25号）

改正後	現行								
（保育料） 第11条 保育所に入所した乳幼児等の保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）は、保育料を納付しなければならない。 2 前項の保育料の額は、<u>54,000円</u>の範囲内において、規則で定める。 3 （略） （食事の提供に要する費用） 第14条 食事の提供に要する費用は、保育所に入所した乳幼児等の保護者（令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち規則で定めるもの及び同条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）の負担とする。 2 前項の費用の額は、実費を勘案して規則で定める。 （準用） 第15条 第7条から第9条まで、第11条から第13条までの規定は、市長が法第24条第1項の規定に基づいて乳幼児等の入所を他の私立の保育所に委託した場合においてこれを準用する。 （委任） 第16条 （略）	（保育料） 第11条 保育所に入所した乳幼児等の保護者は、保育料を納付しなければならない。 2 前項の保育料の額は、<u>別表に定める額</u>の範囲内において、規則で定める。 3 （略） （準用） 第14条 第7条から第9条まで、第11条から前条までの規定は、市長が法第24条第1項の規定に基づいて乳幼児等の入所を他の私立の保育所に委託した場合においてこれを準用する。 （委任） 第15条 （略） <u>別表（第11条関係）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>保育料（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td><td>54,000円</td></tr> <tr> <td>3歳児</td><td>42,200円</td></tr> <tr> <td>4歳以上児</td><td>35,100円</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の提供が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、当該児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。 2 「3歳児」とは、法第24条第1項の規定による保育の提供が行われた日の属する年度の初日の前日において4歳に達していない児童（3歳未満児を除く。）をいい、当該児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、当該年度中に	区分	保育料（月額）	3歳未満児	54,000円	3歳児	42,200円	4歳以上児	35,100円
区分	保育料（月額）								
3歳未満児	54,000円								
3歳児	42,200円								
4歳以上児	35,100円								

限り 3 歳児とみなす。

3 「4 歳以上児」とは、法第24条第 1 項
の規定による保育の提供が行われた日の
属する年度の初日の前日において 4 歳に
達する児童をいう。

宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第86号）

改正後	現行
（保育所等との連携） 第6条（略） 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 （1）・（2）（略） 3 （略） 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> （2）<u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （食事の提供の特例） 第16条（略） 2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。 （1）～（3）（略） （4）保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u>	（保育所等との連携） 第6条（略） 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 （1）・（2）（略） 3 （略） （食事の提供の特例） 第16条（略） 2 （略） （1）～（3）（略） （4）保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u>

(居宅訪問型保育事業)
第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
(1) (略)
(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
(3)～(5) (略)

(連携施設に関する特例)
第45条 (略)
2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであるとして、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(食事の提供の経過措置)
第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第3号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)
第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(居宅訪問型保育事業)
第37条 (略)
(1) (略)
(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
(3)～(5) (略)

(連携施設に関する特例)
第45条 (略)
2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであるとして、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(食事の提供の経過措置)
第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第3号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)
第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第97号）

改正後	現行
（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法及び<u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）</u>において使用する用語の例による。 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5） 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 （一般原則） 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2～4 （略） 第4条 （略） 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～4 （略） （提供拒否の禁止等） 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならな	（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 2 （略） （1）～（4） （略） （5） 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 （一般原則） 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2～4 （略） <u>（利用定員）</u> 第4条 （略） 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～4 （略） （提供拒否の禁止等） 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならな

い。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示しなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条（略）

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項

を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む

、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めてお

。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 (略)

かなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事

償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第52号)の規定(保育所に係る部分に限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区

故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第52号)の規定(保育所に係る部分に限る。)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第86号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第86号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業

する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなけ

A型をいう。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考を行う場合は、当該選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならな

ればならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項まで及び附則第4条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続

い。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項及び附則第5条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保

き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる

（1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2） 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合
事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を

目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第53条において準用する第14条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第	30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 （運営規程） 第47条 （略）
---	---

53条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (虐待等の禁止) 第50条 特定地域型保育事業所の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第51条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為をしてはならない。 (記録の整備) 第52条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条の<u>規定による特定地域型保育</u>の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条の<u>規定による市</u>への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (準用) 第53条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条、第24条及び第27条から第33条までの規定は、<u>特定地域型</u>	(1)～(4) (略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (虐待等の禁止) 第50条 特定地域型保育事業所の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第51条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、<u>支給認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為をしてはならない。</u> (記録の整備) 第52条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条に<u>規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項</u>の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条に<u>規定する市</u>への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (準用) 第53条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条、第24条及び第27条から第33条までの規定は、<u>特定地域型</u>
---	---

保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条、第24条及び第27条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあ

保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

るのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第55条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ

（特定利用地域型保育の基準）

第55条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ

り特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 （略）

り特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 （略）

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とある

のは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)」に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)」に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)」に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)」に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第3条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日

(利用定員に関する経過措置)

第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携

から起算して10年を経過する日までの間、連携
施設を確保しないことができる。

施設を確保しないことができる。

宮崎白浜オートキャンプ場条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎白浜オートキャンプ場条例（平成9年条例第16号）

改正後	現行																
（利用時間） 第2条 オートキャンプ場の施設のうち次表の左欄に掲げるものの利用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。 <table><tr><th>施設</th><th>利用の区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td rowspan="2">テントサイト</td><td>宿泊利用</td><td>午後3時から翌日の午前10時まで</td></tr><tr><td>日帰り利用</td><td>午前10時から午後3時まで</td></tr></table> （略）	施設	利用の区分	利用時間	テントサイト	宿泊利用	午後3時から翌日の午前10時まで	日帰り利用	午前10時から午後3時まで	（利用時間） 第2条 （略） <table><tr><th>施設</th><th>利用の区分</th><th>利用時間</th></tr><tr><td rowspan="2">テントサイト</td><td>宿泊利用</td><td>午後2時から翌日の午後1時まで</td></tr><tr><td>日帰り利用</td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr></table> （略）	施設	利用の区分	利用時間	テントサイト	宿泊利用	午後2時から翌日の午後1時まで	日帰り利用	午前9時から午後4時まで
施設	利用の区分	利用時間															
テントサイト	宿泊利用	午後3時から翌日の午前10時まで															
	日帰り利用	午前10時から午後3時まで															
施設	利用の区分	利用時間															
テントサイト	宿泊利用	午後2時から翌日の午後1時まで															
	日帰り利用	午前9時から午後4時まで															
（管理） 第4条 オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、公共施設等運営権者（法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。	（指定管理者による管理） 第4条 オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）<u>に行わせるものとする。</u>																
（指定管理者の業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務（市長が第14条の規定によりオートキャンプ場の運営等（法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する場合にあっては、第2号に掲げる業務に限る。）を行うものとする。 （1）～（5） （略）	（指定管理者の業務） 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）～（5） （略）																
<u>（指定管理者が定める利用料金）</u> 第11条 （略） 2 （略）	<u>（利用料金）</u> 第11条 （略） 2 （略）																
（利用料金の不還付） 第13条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。 （1） （略） （2） 利用者が利用の日前20日までに利用の許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。 （3） （略）	（利用料金の不還付） 第13条 （略） （1） （略） （2） 利用者が利用の日前7日までに利用の許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。 （3） （略）																

(公共施設等運営権の設定)

第14条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。）に、オートキャンプ場の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針の策定)

第15条 市長は、オートキャンプ場の運営等に係る公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、次条から第19条までに定めるところにより、法第5条第1項に規定する実施方針を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第16条 オートキャンプ場の運営等を実施する民間事業者として選定されようとする者は、市長が定める期間内に、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にオートキャンプ場の運営等を実施することができると認める民間事業者を選定するものとする。

(1) 事業計画書に基づくオートキャンプ場の運営等が市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容がオートキャンプ場の設置目的を最も効果的に達成するものであること。

(3) 事業計画書に沿った運営等を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がオートキャンプ場の性質又は目的に応じて別に定める基準

(運営等の基準)

第17条 公共施設等運営権者は、オートキャンプ場を常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的な運営等を行わなければならない。

(公共施設等運営権者の業務)

第18条 公共施設等運営権者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) オートキャンプ場の運営等に関する業務

(2) オートキャンプ場の利用料金に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、オートキャンプ場の設置目的を達成するために必要な業務

(公共施設等運営権者が定める利用料金等)

第19条 利用料金は、オートキャンプ場の利用状況等を勘案した適正な額を公共施設等運営権者が定める。

2 公共施設等運営権者は、利用料金を定めるときは、あらかじめ、市長に届け出るとともに、その額を公表するものとする。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金を利用の許可の際支払わなければならない。ただし、公共施設等運営権者が特に認めたときは、利用料金を後納することができる。

4 第12条及び第13条の規定は、公共施設等運営権者が利用料金を減免し、又は還付する場合について準用する。

(権利の譲渡等の禁止)

第20条 (略)

(損害賠償)

第21条 (略)

(処分による損害)

第22条 利用者がこの条例の規定に基づく処分により損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第23条 (略)

別表 (第11条関係)

施 設	区 分	金 額	
		通 常 日	通常日以外の日
テントサイトA	1区画1泊	3,070円	3,660円
	1区画日帰り	1,530円	1,770円
テントサイトB	1区画1泊	4,170円	4,710円
	1区画日帰り	2,080円	2,300円
フリーサイト	1区画1泊	1,040円	1,040円
ケ ビ ン	1棟4人まで1泊	10,450円	11,510円
	1棟5人1	11,550円	12,560円

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 (略)

(損害賠償)

第15条 (略)

(処分による損害)

第16条 利用者がオートキャンプ場の利用により、又はこの条例の規定に基づく処分により損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第17条 (略)

別表 (第11条関係)

施 設	区 分	金 額	
		通 常 日	通常日以外の日
テントサイトA	1区画1泊	3,020円	3,600円
	1区画日帰り	1,510円	1,740円
テントサイトB	1区画1泊	4,100円	4,630円
	1区画日帰り	2,050円	2,260円
フリーサイト	1区画1泊	1,030円	1,030円
ケ ビ ン	1棟4人まで1泊	10,260円	11,310円
	1棟5人1	11,340円	12,340円

	泊		
	1 棟 6 人 1	<u>12,650円</u>	<u>13,620円</u>
	泊		

12,650円

13,620円

備考 (略)

	泊		
	1 棟 6 人 1 泊	<u>12,420円</u>	<u>13,380円</u>

12,420円

13,380円

備考 (略)

宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年条例第41号）

改正後	現行
宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、宮崎市農業委員会の委員（以下「農業委員会委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるとともに、<u>宮崎市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（選考委員会）</u> 第4条 市長の諮問に応じ、<u>農業委員会委員の候補者の選考に関する事項について調査審議するため、選考委員会を置く。</u> 2 <u>選考委員会は、委員5人以内をもって組織する。</u> 3 <u>選考委員会の委員は、農業に関し識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u> 4 <u>選考委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、選考委員会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 5 <u>選考委員会の委員は、再任されることができる。</u> 6 <u>選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> 7 <u>前各項に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>	宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、宮崎市農業委員会の委員（以下「農業委員会委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成４年条例第24号）

改正後

別表第２（第４条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条、第10条関係）

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態等の制限
(略)								
希望ヶ丘西地区地区整備計画区域	B 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (１)・(２) (略) (３) ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するガバナーステーション（以下「ガバナーステーション」という。）</u> (４) (略)	(略)					
(略)								
(略)								
花ヶ島地区地区整備計画区域		次の各号に掲げる建築物以外のもの (１) (略) (２) 障害者総合支援法 <u>第5条第18項に規定する相談支援の事業の用に供する施設</u> (３) (略) (４) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設</u> (５) 児童福祉法 <u>第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業の用に供する施設</u> (６) (略)	(略)					
(略)								
松ノ木田地区地区整備		次の各号に掲げる建築物以外のもの (１) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7	(略)					

現行								
別表第2（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）								
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
地区整備計画区域	地区	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態等の制限
(略)								
希望ヶ丘西地区地区整備計画区域	(略)	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1)・(2) (略) (3) ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第1項</u> に規定する <u>一般ガス事業</u> の用に供するガバナーステーション（以下「ガバナーステーション」という。） (4) (略)	(略)					
(略)								
花ヶ島地区地区整備計画区域		次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) (略) (2) 障害者総合支援法 <u>第5条第16項</u> に規定する相談支援の事業の用に供する施設 (3) (略) (4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援事業の用に供する施設 (5) (略)	(略)					
(略)								
松ノ木田地区地区整備		次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7	(略)					

計画 区域	項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設 (2) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援の事業の用に供する施設 (3) (略) (4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業の用に供する施設 (5) (略)	
(略)		
備考 (略)		

計画 区域	項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設 (2) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援の事業の用に供する施設 (3) (略) (4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業の用に供する施設 (5) (略)	
(略)		
備考	(略)	

宮崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市水道事業給水条例（昭和34年条例第3号）

改正後

(料金)

第23条 料金は、1月につき、別表第1に定めるメーターの口径（契約を締結した場合において、各戸又は各箇所に設置するメーターの口径が20ミリメートル又は25ミリメートルであるときは、13ミリメートルとみなす。）又は用途の区分に従い、使用水量に応じた基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給水負担金)

第28条の2 給水装置を新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。）しようとする者は、当該工事に係る給水管に設置するメーターの口径（契約を締結するときは、各戸又は各箇所に設置するメーターの口径とする。）により、別表第2に定めるメーターの口径に応じた額に100分の110を乗じて得た額の給水負担金を管理者が定める日までに納入しなければならない。

2 (略)

第29条の2 法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、別表第3に定めるところにより、指定審査手数料を納入しなければならない。

別表第3（第29条、第29条の2関係）

手 数 料 表		
区 分	金 額	徴収の時期
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
指定審査手数料	指定	1件につき 20,000円
	指定の更新	1件につき 10,000円
(略)		

現行

(料金)

第23条 料金は、1月につき、別表第1に定めるメーターの口径（契約を締結した場合において、各戸又は各箇所に設置するメーターの口径が20ミリメートル又は25ミリメートルであるときは、13ミリメートルとみなす。）又は用途の区分に従い、使用水量に応じた基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給水負担金)

第28条の2 給水装置を新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。）しようとする者は、当該工事に係る給水管に設置するメーターの口径（契約を締結するときは、各戸又は各箇所に設置するメーターの口径とする。）により、別表第2に定めるメーターの口径に応じた額に100分の108を乗じて得た額の給水負担金を管理者が定める日までに納入しなければならない。

2 (略)

第29条の2 法第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、別表第3に定めるところにより、指定審査手数料を納入しなければならない。

別表第3（第29条、第29条の2関係）

手 数 料 表		
区 分	金 額	徴収の時期
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
指定審査手数料	1件につき 20,000円	(略)
(略)		

宮崎市民プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市民プラザ条例（平成11年条例第33号）

改正後

別表（第12条関係）

1 ホール及びギャラリーの使用料

施設名	使用区分	使用時間帯	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			円	円	円	円	円	円
ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	12,620	24,030	29,430	37,680	54,790	62,940
		土曜日	14,560	28,110	35,030	43,690	64,060	69,460
		日曜日						
		休日						
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	13,540	26,580	31,980	41,350	59,580	67,520
		土曜日	15,580	30,550	37,480	47,250	69,150	78,830
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	18,020	36,050	44,910	55,100	81,880	92,270
		土曜日	21,080	42,370	53,260	64,670	96,960	109,280
		日曜日						
		休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	24,340	49,290	61,310	74,860	111,930	126,190
		土曜日	29,020	58,250	73,230	88,300	132,710	148,290
		日曜日						
		休日						
ギャラリー	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき		8,860	13,030	16,800	22,500	30,450	39,720
		1,000円を超える入場料等を徴収するとき	16,190	24,030	31,370	40,840	56,010	72,720

備考

1～5 （略）

6 前項の規定にかかわらず、ホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

7～11 （略）

2 会議室等の使用料

施設名	使用時間帯	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
		円	円	円	円	円	円
大会議室		2,710	3,550	4,180	6,600	8,160	11,210
中会議室		930	1,350	1,560	2,410	3,040	4,080
小会議室1・2		630	930	1,150	1,680	2,090	2,830
学習室		1,040	1,460	1,680	2,620	3,240	4,400
和室		830	1,040	1,260	1,980	2,510	3,460
練習室1		3,880	3,970	3,970	7,950	8,060	12,040
練習室2		1,040	1,150	1,150	2,300	2,300	3,550
大楽屋		2,200	2,300	2,300	4,610	4,710	7,020
中楽屋		1,260	1,350	1,350	2,710	2,710	4,080

現行

別表（第12条関係）

1 ホール及びギャラリーの使用料

施設名	使用区分	使用時間帯	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			円	円	円	円	円	円
ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	12,400	23,600	28,900	37,000	53,800	61,800
		土曜日	14,300	27,600	34,400	42,900	62,900	68,200
		日曜日						
		休日						
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	13,300	26,100	31,400	40,600	58,500	66,300
		土曜日	15,300	30,000	36,800	46,400	67,900	77,400
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	17,700	35,400	44,100	54,100	80,400	90,600
		土曜日	20,700	41,600	52,300	63,500	95,200	107,300
		日曜日						
		休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	23,900	48,400	60,200	73,500	109,900	123,900
		土曜日	28,500	57,200	71,900	86,700	130,300	145,600
		日曜日						
		休日						
ギャラリー	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき		8,700	12,800	16,500	22,100	29,900	39,000
	1,000円を超える入場料等を徴収するとき		15,900	23,600	30,800	40,100	55,000	71,400

備考

1～5 （略）

6 前項の規定にかかわらず、ホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

7～11 （略）

2 会議室等の使用料

施設名	使用時間帯	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
		円	円	円	円	円	円
大会議室		2,670	3,490	4,110	6,480	8,020	11,010
中会議室		920	1,330	1,540	2,370	2,990	4,010
小会議室1・2		620	920	1,130	1,650	2,060	2,780
学習室		1,030	1,440	1,650	2,580	3,190	4,320
和室		820	1,030	1,240	1,950	2,470	3,400
練習室1		3,810	3,900	3,900	7,810	7,920	11,830
練習室2		1,030	1,130	1,130	2,260	2,260	3,490
大楽屋		2,160	2,260	2,260	4,530	4,630	6,900
中楽屋		1,240	1,330	1,330	2,670	2,670	4,010

小楽屋 1 ・ 2	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>1,770</u>	<u>1,770</u>	<u>2,620</u>
-----------	------------	------------	------------	--------------	--------------	--------------

備考 (略)

3 附属設備及び備品使用料 附属設備及び備品使用料は、規則で定める。

小楽屋 1 ・ 2	<u>820</u>	<u>820</u>	<u>820</u>	<u>1,740</u>	<u>1,740</u>	<u>2,580</u>
備考 (略)						

みやざきアートセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表
みやざきアートセンター条例（平成20年条例第26号）

改正後		現行	
別表（第8条、第14条関係）		別表（第8条、第14条関係）	
施設名	利用料金（1時間当たり）	施設名	利用料金（1時間当たり）
アートスペース1	<u>1,460円</u>	アートスペース1	<u>1,440円</u>
アートスペース2	<u>1,460円</u>	アートスペース2	<u>1,440円</u>
アートスペース3	<u>730円</u>	アートスペース3	<u>720円</u>
創作アトリエ	<u>1,040円</u>	創作アトリエ	<u>1,030円</u>
多目的室	<u>930円</u>	多目的室	<u>920円</u>
（略）		（略）	

宮崎市清武文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市清武文化会館条例（平成26年条例第4号）

改正後

別表（第13条関係）

区分		利用料金					
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
大ホール		円	円	円	円	円	円
	入場料等を徴収しないとき	18,840	33,500	33,500	52,350	67,010	77,500
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	24,130	41,860	41,860	66,000	83,720	97,370
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	28,310	50,310	62,840	78,620	113,150
		土曜日	34,620	60,800	75,370	95,430	136,170
		日曜日 休日					154,000
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	33,500	58,660	73,330	92,170	132,000
		土曜日	39,720	71,190	88,000	110,910	159,190
		日曜日 休日					179,150
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	37,680	67,010	83,720	104,700	150,740
		土曜日	46,130	80,660	100,620	126,800	181,290
		日曜日 休日					205,330
小ホール	入場料等を徴収しないとき	2,830	5,030	5,030	7,860	10,060	11,630
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	4,500	7,950	7,950	12,460	15,910	18,440
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	5,660	9,950	12,530	15,610	22,420
		土曜日	6,700	11,930	14,880	18,640	26,820
		日曜日 休日					30,160
	2,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	7,230	12,680	15,910	19,900	28,600
		土曜日	8,580	15,290	19,060	23,880	34,350
		日曜日 休日					38,660
	楽屋1	1,260	1,680	1,680	2,940	3,360	4,620
	楽屋2・3	(略)	630	630	1,040	1,260	1,680
	楽屋4	(略)	630	630	1,040	1,260	1,680
	研修室1・2・3	630	730	730	1,360	1,460	2,090
	和室	830	1,150	1,150	1,980	2,300	3,130
	会議室	730	930	930	1,670	1,870	2,600
備考（略）							

現行

別表（第13条関係）

区分			利用料金					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
大ホール	入場料等を徴収しないとき		円 18,500	円 32,900	円 32,900	円 51,400	円 65,800	円 76,100
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき		23,700	41,100	41,100	64,800	82,200	95,600
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	27,800	49,400	61,700	77,200	111,100	125,400
		土曜日	34,000	59,700	74,000	93,700	133,700	151,200
		日曜日 休日						
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	32,900	57,600	72,000	90,500	129,600	147,000
		土曜日	39,000	69,900	86,400	108,900	156,300	175,900
		日曜日 休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	37,000	65,800	82,200	102,800	148,000	166,600
		土曜日	45,300	79,200	98,800	124,500	178,000	201,600
		日曜日 休日						
小ホール	入場料等を徴収しないとき		2,780	4,940	4,940	7,720	9,880	11,420
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき		4,420	7,810	7,810	12,240	15,630	18,110
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	5,560	9,770	12,310	15,330	22,020	24,890
		土曜日	6,580	11,720	14,610	18,310	26,340	29,620
		日曜日 休日						
	2,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	7,100	12,450	15,630	19,540	28,080	31,680
		土曜日	8,430	15,020	18,720	23,450	33,730	37,960
		日曜日 休日						
楽屋1		1,240	1,650	1,650	2,890	3,300	4,540	
楽屋2・3		(略)	620	620	1,030	1,240	1,650	
楽屋4		(略)	620	620	1,030	1,240	1,650	
研修室1・2・3		620	720	720	1,340	1,440	2,060	
和室		820	1,130	1,130	1,950	2,260	3,080	
会議室		720	920	920	1,640	1,840	2,560	
備考 (略)								

宮崎市交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市交流センター条例（平成８年条例第12号）

改正後		現行	
別表（第８条関係）		別表（第８条関係）	
区分	使用料（１時間につき）	区分	使用料（１時間につき）
多目的ホール	<u>720円</u>	多目的ホール	<u>710円</u>
（略）		（略）	

宮崎市城の駅条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市城の駅条例（平成26年条例第7号）

改正後			現行		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3及び100分の110を乗じて得た額	飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3を乗じて得た額
自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
備考			備考		
1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。） <u>、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。</u>			1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2 （略）			2 （略）		

宮崎市高岡交流プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市高岡交流プラザ条例（平成23年条例第40号）

改正後			
別表（第7条、第13条関係）			
区分		使用料（1時間につき）	
(略)			
多目的ホール		720円	
多目的グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)一般	840円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,180円
	(略)		

現行			
別表（第7条、第13条関係）			
区分		使用料（1時間につき）	
(略)			
多目的ホール		710円	
多目的グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)一般	830円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,110円
	(略)		

宮崎市交流プラザきよたけ条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市交流プラザきよたけ条例（平成26年条例第9号）

改正後			現行		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
特産品等販売施設	1月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	特産品等販売施設	1月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
多目的スペース	1月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	多目的スペース	1月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
飲食提供施設	1月	当該月の売上高に100分の3及び100分の110を乗じて得た額	飲食提供施設	1月	当該月の売上高に100分の3を乗じて得た額
自動販売機スペース	1月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
備考			備考		
1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品、農産加工品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。））、多目的スペース及び自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。			1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品、農産加工品等を販売して得た対価の額の総額、多目的スペース及び自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額又は飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額をいう。		
2 （略）			2 （略）		

宮崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市行政財産使用料条例（平成13年条例第8号）

改正後				現行			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分		使用料（年額）		区分		使用料（年額）	
(略)				(略)			
建物	(1) 建物及びその敷地について、イ及びロにより算定した額を合計して得た額に100分の110を乗じて得た額 イ・ロ（略） (2)（略）			建物	(1) 建物及びその敷地について、イ及びロにより算定した額を合計して得た額に100分の108を乗じて得た額 イ・ロ（略） (2)（略）		
備考				備考			
1 土地の使用の期間が1月に満たないときの使用料の額は、当該土地の使用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。				1 土地の使用の期間が1月に満たないときの使用料の額は、当該土地の使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。			
2（略）				2（略）			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
非営利団体が設置する場合	市街化	(略)		非営利団体が設置する場合	市街化	(略)	
	区域内に設置する場合	建物	1台につき 年額 16,660円		区域内に設置する場合	建物	1台につき 年額 18,000円
	市街化	(略)			市街化	(略)	
	区域以外の区域内に設置する場合	建物	1台につき 年額 8,330円		区域以外の区域内に設置する場合	建物	1台につき 年額 9,000円
非営利団体以外が設置する場合	飲料水の販売	土地	使用期間に係る売上額（消費又は税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。）に100分の10を乗じて得た額	非営利団体以外が設置する場合	飲料水の販売	土地	使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売	土地	使用期間に係る売上額（消費又は税額及び地方消費税額を除く）に100分の5を乗じて得た額		その他の物品の販売	土地	使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額
		建物					
備考				備考			
1 土地を使用するものであってその使用の期間が1月に満たないもの又は建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。							

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 非営利団体が設置する場合及び備考5
に該当する場合において、使用の期間が
1年に満たないときの使用料の額は、月
割又は日割により算定する。

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 非営利団体が設置する場合及び備考4
に該当する場合において、使用の期間が
1年に満たないときの使用料の額は、月
割又は日割により算定する。

宮崎市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市公民館条例（昭和57年条例第7号）

改正後				現行			
別表第 1 （第 7 条関係）				別表第 1 （第 7 条関係）			
区分		使用料（ 1 時間につき）		区分		使用料（ 1 時間につき）	
大研修室		720円		大研修室		710円	
(略)				(略)			
別表第 2 （第 7 条関係）				別表第 2 （第 7 条関係）			
区分			使用料（ 1 時間につき）	区分			使用料（ 1 時間につき）
宮崎市 田野公 民館	大会議室	施設使用料	670円	宮崎市 田野公 民館	大会議室	施設使用料	660円
		(略)				(略)	
宮崎市 田野南 地区公 民館			(略)	宮崎市 田野南 地区公 民館			(略)
宮崎市 田野南 地区公 民館	調理室	施設使用料	620円	宮崎市 田野南 地区公 民館	調理室	施設使用料	610円
宮崎市 田野北 地区公 民館			(略)	宮崎市 田野北 地区公 民館			(略)
宮崎市 田野北 地区公 民館	集会室	施設使用料	670円	宮崎市 田野北 地区公 民館	集会室	施設使用料	660円
		(略)				(略)	
宮崎市 田野西 地区公 民館	調理室	施設使用料	620円	宮崎市 田野西 地区公 民館	調理室	施設使用料	610円
宮崎市 田野西 地区公 民館			(略)	宮崎市 田野西 地区公 民館			(略)
宮崎市 田野西 地区公 民館	会議室	施設使用料	670円	宮崎市 田野西 地区公 民館	会議室	施設使用料	660円
		(略)				(略)	
宮崎市 田野西 地区公 民館	調理室	施設使用料	620円	宮崎市 田野西 地区公 民館	調理室	施設使用料	610円
(略)				(略)			
別表第 3 （第 7 条関係）				別表第 3 （第 7 条関係）			
区分		使用料（ 1 時間につき）		区分		使用料（ 1 時間につき）	
大集会室		720円		大集会室		710円	
(略)				(略)			

宮崎市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市コミュニティセンター条例（昭和60年条例第35号）

改正後		現行	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
区分	使用料（1時間につき）	区分	使用料（1時間につき）
大集会室	<u>720円</u>	大集会室	<u>710円</u>
（略）		（略）	

宮崎市佐土原総合文化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市佐土原総合文化センター条例（平成17年条例第117号）

改正後

別表第1（第9条関係）

1 大ホール及びギャラリーの使用料

施設名	使用時間帯		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	使用区分		円	円	円	円	円	円
大ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	12,120	23,220	28,310	36,460	52,750	60,800
		土曜日	14,050	26,990	33,610	42,160	61,620	66,910
		日曜日 休日						
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	13,950	25,250	31,160	39,720	56,830	65,690
		土曜日	16,600	29,430	37,480	47,050	67,620	79,240
		日曜日 休日						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	19,650	36,250	46,540	56,220	82,800	95,330
		土曜日	23,930	43,380	56,730	68,440	100,730	116,920
		日曜日 休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	27,190	50,720	64,980	78,120	115,290	133,220
		土曜日	33,810	61,000	79,750	95,740	140,960	162,550
		日曜日 休日						
ギャラリー	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき		1,010	1,520	2,030	2,750	3,660	4,880
	1,000円を超える入場料等を徴収するとき		1,930	2,950	3,870	4,990	6,920	8,960

備考

1～5 （略）

6 前項の規定にかかわらず、大ホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

7～11 （略）

2 楽屋の使用料

施設名	使用時間帯		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			円	円	円	円	円	円
楽屋1・2・3			630	640	640	1,300	1,300	1,940

備考 （略）

別表第2（第9条関係）

施設名	使用料（1時間につき）
活動室（小ホール）	1,100円
研修室	1,100円
（略）	

備考 （略）

現行

別表第1（第9条関係）

1 大ホール及びギャラリーの使用料

施設名	使用時間帯 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	円 11,900	円 22,800	円 27,800	円 35,800	円 51,800
		土曜日	円 13,800	円 26,500	円 33,000	円 41,400	円 60,500
		日曜日					
		休日					
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	円 13,700	円 24,800	円 30,600	円 39,000	円 55,800
		土曜日	円 16,300	円 28,900	円 36,800	円 46,200	円 66,400
		日曜日					
		休日					
	1,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	円 19,300	円 35,600	円 45,700	円 55,200	円 81,300
		土曜日	円 23,500	円 42,600	円 55,700	円 67,200	円 98,900
		日曜日					
		休日					
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	円 26,700	円 49,800	円 63,800	円 76,700	円 113,200
		土曜日	円 33,200	円 59,900	円 78,300	円 94,000	円 138,400
		日曜日					
		休日					
ギャラリー	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき		円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 2,700	円 3,600
	1,000円を超える入場料等を徴収するとき		円 1,900	円 2,900	円 3,800	円 4,900	円 6,800

備考

1～5 （略）

6 前項の規定にかかわらず、大ホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

7～11 （略）

2 楽屋の使用料

施設名	使用時間帯	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1・2・3		円 620	円 630	円 630	円 1,280	円 1,280	円 1,910

備考 （略）

別表第2（第9条関係）

施設名	使用料（1時間につき）
活動室（小ホール）	1,080円
研修室	1,080円
（略）	

備考 （略）

宮崎市歴史資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市歴史資料館条例（平成4年条例第3号）

改正後			現行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時30分 から午後4時 まで	午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時30分 から午後4時 まで
<u>1,040円</u>	<u>1,260円</u>	<u>2,300円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,240円</u>	<u>2,270円</u>

宮崎市田野伝承芸能館条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市田野伝承芸能館条例（平成22年条例第52号）

改正後		現行	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
区分	使用料（1時間につき）	区分	使用料（1時間につき）
集会室	710円	集会室	700円
（略）		（略）	

宮崎市福祉文化公園条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市福祉文化公園条例（平成6年条例第3号）

改正後

別表（第18条関係）

1 大ホール及びイベントホール使用料

施設名	使用時間帯		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			円	円	円	円	円	円
大ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	28,000	52,960	64,770	83,410	120,280	139,020
		土曜日	32,280	61,410	76,490	96,450	140,650	152,980
		日曜日						
		休日						
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	34,730	56,420	73,020	90,750	127,410	152,770
		土曜日	44,000	67,520	90,440	113,360	158,170	194,230
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	53,470	88,810	119,060	140,860	203,700	242,710
		土曜日	68,950	109,180	150,020	180,270	257,880	312,370
		日曜日						
		休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	76,490	128,630	171,510	201,970	292,920	349,550
		土曜日	100,120	158,370	217,450	259,920	372,770	447,740
		日曜日						
		休日						
イベントホール	大ホールのリハーサルを目的とするとき	平日	7,840	12,830	15,270	21,180	28,410	34,520
		土曜日	8,650	14,560	17,410	23,830	32,490	37,270
		日曜日						
		休日						
	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	8,250	13,850	16,190	22,610	30,650	36,360
		土曜日	9,160	15,580	18,530	25,250	34,730	41,350
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	10,280	17,920	21,790	28,510	40,120	47,050
		土曜日	11,500	20,770	25,460	32,690	46,540	54,380
		日曜日						
		休日						

備考

1～4 （略）

5 大ホールの使用者が4階客席及び5階客席を使用しないときは、使用料の額の8割相当額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

6 （略）

7 前項の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

8～10 （略）

現行

別表（第18条関係）

1 大ホール及びイベントホール使用料

施設名	使用時間帯		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
			円	円	円	円	円	円
大ホール	入場料等を徴収しないとき	平日	27,500	52,000	63,600	81,900	118,100	136,500
		土曜日	31,700	60,300	75,100	94,700	138,100	150,200
		日曜日						
		休日						
	1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	34,100	55,400	71,700	89,100	125,100	150,000
		土曜日	43,200	66,300	88,800	111,300	155,300	190,700
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	52,500	87,200	116,900	138,300	200,000	238,300
		土曜日	67,700	107,200	147,300	177,000	253,200	306,700
		日曜日						
		休日						
	3,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	75,100	126,300	168,400	198,300	287,600	343,200
		土曜日	98,300	155,500	213,500	255,200	366,000	439,600
		日曜日						
		休日						
イベントホール	大ホールのリハーサルを目的とするとき	平日	7,700	12,600	15,000	20,800	27,900	33,900
		土曜日	8,500	14,300	17,100	23,400	31,900	36,600
		日曜日						
		休日						
	入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するとき	平日	8,100	13,600	15,900	22,200	30,100	35,700
		土曜日	9,000	15,300	18,200	24,800	34,100	40,600
		日曜日						
		休日						
	1,000円を超える入場料等を徴収するとき	平日	10,100	17,600	21,400	28,000	39,400	46,200
		土曜日	11,300	20,400	25,000	32,100	45,700	53,400
		日曜日						
		休日						

備考

1～4 （略）

5 大ホールの使用者が4階客席及び5階客席を使用しないときは、使用料の額の8割相当額を徴収する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

6 （略）

7 前項の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

8～10 （略）

2 練習室、会議室、楽屋及び和室使用料

施設名	使用時間帯 午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	円	円	円	円	円	円
練習室 1	<u>4,790</u>	<u>4,790</u>	<u>4,790</u>	<u>9,590</u>	<u>9,590</u>	<u>14,390</u>
練習室 2	<u>3,660</u>	<u>3,660</u>	<u>3,660</u>	<u>7,330</u>	<u>7,330</u>	<u>11,000</u>
練習室 3	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>2,090</u>	<u>2,090</u>	<u>3,130</u>
会議室 1・2・3	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	<u>3,180</u>	<u>3,180</u>	<u>4,770</u>
楽屋 1・5・6	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	<u>3,180</u>	<u>3,180</u>	<u>4,770</u>
楽屋 4・7	<u>1,050</u>	<u>1,050</u>	<u>1,050</u>	<u>2,110</u>	<u>2,110</u>	<u>3,170</u>
楽屋 2・3・8	(略)	(略)	(略)	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,560</u>
和室 1・2	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>850</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>	<u>2,540</u>

備考 (略)

3 (略)

2 練習室、会議室、楽屋及び和室使用料

施設名	使用時間帯 午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	円	円	円	円	円	円
練習室 1	<u>4,710</u>	<u>4,710</u>	<u>4,710</u>	<u>9,420</u>	<u>9,420</u>	<u>14,130</u>
練習室 2	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>10,800</u>
練習室 3	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>2,060</u>	<u>2,060</u>	<u>3,080</u>
会議室 1・2・3	<u>1,560</u>	<u>1,560</u>	<u>1,560</u>	<u>3,130</u>	<u>3,130</u>	<u>4,690</u>
楽屋 1・5・6	<u>1,560</u>	<u>1,560</u>	<u>1,560</u>	<u>3,130</u>	<u>3,130</u>	<u>4,690</u>
楽屋 4・7	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>2,080</u>	<u>2,080</u>	<u>3,120</u>
楽屋 2・3・8	(略)	(略)	(略)	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,540</u>
和室 1・2	<u>840</u>	<u>840</u>	<u>840</u>	<u>1,670</u>	<u>1,670</u>	<u>2,500</u>

備考 (略)

3 (略)

宮崎市田野総合福祉館条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市田野総合福祉館条例（平成17年条例第128号）

改正後				現行			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
区分	利用料金			区分	利用料金		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
大広間	2,350円	2,350円	3,190円	大広間	2,310円	2,310円	3,140円
会議室	1,580円	1,580円	1,920円	会議室	1,560円	1,560円	1,890円
研修室	1,050円	1,050円	1,280円	研修室	1,040円	1,040円	1,260円
サークル室	1,050円	1,050円	1,280円	サークル室	1,040円	1,040円	1,260円
調理室	3,190円	3,190円	4,260円	調理室	3,140円	3,140円	4,190円
(略)				(略)			

宮崎市清武総合福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市清武総合福祉センター条例（平成21年条例第42号）

改正後

別表第 2 （第 7 条、第12条関係）

利用時間	午前 8 時 30分から 正午まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 10時まで
区分			
大会議室	<u>1,260円</u>	<u>1,460円</u>	<u>1,460円</u>
会議室	<u>630円</u>	<u>730円</u>	<u>730円</u>
地域交流室	(略)	<u>630円</u>	<u>630円</u>
(略)			

現行

別表第 2 （第 7 条、第12条関係）

利用時間	午前 8 時 30分から 正午まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 10時まで
区分			
大会議室	<u>1,240円</u>	<u>1,440円</u>	<u>1,440円</u>
会議室	<u>620円</u>	<u>720円</u>	<u>720円</u>
地域交流室	(略)	<u>620円</u>	<u>620円</u>
(略)			

宮崎市佐土原地域福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市佐土原地域福祉センター条例（平成22年条例第9号）

改正後							現行							
別表（第14条関係）							別表（第14条関係）							
施設名	利用時間	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 10時 まで	施設名	利用時間	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 10時 まで	午前 9時 から 午後 10時 まで
和室		930 円	1,260 円	1,620 円	2,190 円	2,880 円	和室		920 円	1,240 円	1,600 円	2,160 円	2,840 円	3,760 円
調理実習室		930 円	1,260 円	1,620 円	2,190 円	2,880 円	調理実習室		920 円	1,240 円	1,600 円	2,160 円	2,840 円	3,760 円
栄養指導室		630 円	840 円	1,080 円	1,470 円	1,920 円	栄養指導室		620 円	830 円	1,070 円	1,450 円	1,900 円	2,520 円
健康指導室		630 円	840 円	1,080 円	1,470 円	1,920 円	健康指導室		620 円	830 円	1,070 円	1,450 円	1,900 円	2,520 円
(略)							(略)							

宮崎市青少年プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市青少年プラザ条例（平成22年条例第53号）

改正後			
別表（第12条関係）			
区分		利用料金（1時間につき）	
（略）			
音楽室		630円	
（略）			
軽運動室		880円	
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	（略）	
		一般	910円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1,330円
（略）			

現行			
別表（第12条関係）			
区分		利用料金（1時間につき）	
（略）			
音楽室		620円	
（略）			
軽運動室		870円	
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	（略）	
		一般	900円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1,310円
（略）			

宮崎市障がい者体育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市障がい者体育センター条例（昭和55年条例第30号）

改正後					
別表（第8条関係）					
種別		使用時間	午前	午後	夜間
		午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	
体 育 室	アマチュアス ポーツに使用 する場合	円 2,630	円 3,730	円 4,830	
	その他に使用 する場合	円 3,300	円 5,500	円 7,700	
備考（略）					

現行					
別表（第8条関係）					
種別		使用時間	午前	午後	夜間
		午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	
体 育 室	アマチュアス ポーツに使用 する場合	円 2,590	円 3,670	円 4,750	
	その他に使用 する場合	円 3,240	円 5,400	円 7,560	
備考（略）					

宮崎市保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市保健センター条例（平成11年条例第30号）

改正後							現行						
別表第 1 （第11条関係）							別表第 1 （第11条関係）						
使用時間 区分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 10 時 まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から 午後 10 時 まで	午前 9 時 から 午後 10 時 まで	使用時間 区分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 10 時 まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から 午後 10 時 まで	午前 9 時 から 午後 10 時 まで
研修室	円 1,310	円 1,750	円 2,200	円 3,060	円 3,950	円 5,260	研修室	円 1,290	円 1,720	円 2,160	円 3,010	円 3,880	円 5,170
視聴覚室	1,100	1,310	1,650	2,410	2,960	4,060	視聴覚室	1,080	1,290	1,620	2,370	2,910	3,990
調理実習室	1,100	1,310	1,650	2,410	2,960	4,060	調理実習室	1,080	1,290	1,620	2,370	2,910	3,990
和室	1,100	1,310	1,650	2,410	2,960	4,060	和室	1,080	1,290	1,620	2,370	2,910	3,990
備考 （略）							備考 （略）						
別表第 2 （第11条関係）							別表第 2 （第11条関係）						
使用時間 施設名	午前 8 時 30分から 正午まで	正午から 午後 6 時 まで		午後 6 時 から午後 10時まで			使用時間 施設名	午前 8 時 30分から 正午まで	正午から 午後 6 時 まで		午後 6 時 から午後 10時まで		
会議室	(略)	円 730		円 840			会議室	(略)	円 720		円 830		
大研修室	2,090	2,400		2,620			大研修室	2,060	2,360		2,580		
中研修室	1,560	1,880		2,090			中研修室	1,540	1,850		2,060		
小研修室	(略)	730		840			小研修室	(略)	720		830		
ギャラリー	(略)	730		840			ギャラリー	(略)	720		830		
調理実習室	2,620	3,130		3,660			調理実習室	2,580	3,080		3,600		
備考 （略）							備考 （略）						

宮崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第145号）

改正後		現行	
別表（第6条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
入院患者室使用料	1日につき <u>3,300円</u> 以内で 規則で定める額	入院患者室使用料	1日につき <u>3,240円</u> 以内で 規則で定める額
文書料	1通につき <u>11,000円</u> 以内で 規則で定める額	文書料	1通につき <u>10,800円</u> 以内で 規則で定める額

宮崎市夜間急病センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市夜間急病センター条例（昭和54年条例第41号）

改正後		現行	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
種 別	金 額	種 別	金 額
一般診断書	1通につき <u>1,100円</u>	一般診断書	1通につき <u>1,080円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,200円</u> ただし、同時に2通以上交付する場合は、2通目からは1通につき <u>1,100円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,160円</u> ただし、同時に2通以上交付する場合は、2通目からは1通につき <u>1,080円</u>
特別診断書 （経過現症又は診断結果を詳細に記載する文書）	1通につき <u>3,300円</u>	特別診断書 （経過現症又は診断結果を詳細に記載する文書）	1通につき <u>3,240円</u>
上記以外の文書	1通につき <u>2,200円</u>	上記以外の文書	1通につき <u>2,160円</u>

宮崎市総合発達支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市総合発達支援センター条例（平成14年条例第34号）

改正後			現行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
種 別		金 額	種 別		金 額
(略)			(略)		
文 書	一般診断書	1 通につき <u>1,100円</u>	文 書	一般診断書	1 通につき <u>1,080円</u>
	死亡診断書	1 通につき <u>2,200円</u> （同時に 2 通以上交付する場合は、2 通目からは、 <u>1,100円</u> ）		死亡診断書	1 通につき <u>2,160円</u> （同時に 2 通以上交付する場合は、2 通目からは、 <u>1,080円</u> ）
	特別診断書 （経過現症 又は診断結 果を詳細に 記載する文 書）	1 通につき <u>3,300円</u>		特別診断書 （経過現症 又は診断結 果を詳細に 記載する文 書）	1 通につき <u>3,240円</u>
	上記以外の 文書	1 通につき <u>2,200円</u>		上記以外の 文書	1 通につき <u>2,160円</u>

宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例（昭和50年条例第20号）

改正後

別表第 3 （第15条関係）

名称	区分	管理料（1区画1年につき）
宮崎みたま園		3,760円
宮崎南部墓地公園	和洋式墓地	4,910円
	芝墓地	5,660円
毛久墓地		1,980円
戸林墓地		1,980円
倉之町墓地		2,200円
権現墓地		1,980円
瀬頭墓地		1,980円
福島町墓地		2,200円
龍福寺墓園		1,980円
下原墓地		1,980円

別表第 4 （第28条関係）

名称	使用料（1体につき）
宮崎南部墓地公園	132,400円
毛久墓地	101,850円
倉之町墓地	101,850円
権現墓地	101,850円
瀬頭墓地	101,850円
福島町墓地	101,850円
龍福寺墓園	101,850円
下原墓地	101,850円
(略)	

別表第 5 （第36条関係）

区分	使用料（1区画につき）
世帯式納骨壇	580,550円
個人式納骨壇	325,920円
自動搬送式納骨壇	529,620円
(略)	

別表第 6 （第36条関係）

区分	管理料（1区画1年につき）
世帯式納骨壇	5,130円
個人式納骨壇	4,080円
自動搬送式納骨壇	5,240円

現行

別表第 3 （第15条関係）

名称	区分	管理料（1区画1年につき）
宮崎みたま園		3,700円
宮崎南部墓地公園	和洋式墓地	4,830円
	芝墓地	5,560円
毛久墓地		1,950円
戸林墓地		1,950円
倉之町墓地		2,160円
権現墓地		1,950円
瀬頭墓地		1,950円
福島町墓地		2,160円
龍福寺墓園		1,950円
下原墓地		1,950円

別表第 4 （第28条関係）

名称	使用料（1体につき）
宮崎南部墓地公園	130,000円
毛久墓地	100,000円
倉之町墓地	100,000円
権現墓地	100,000円
瀬頭墓地	100,000円
福島町墓地	100,000円
龍福寺墓園	100,000円
下原墓地	100,000円
(略)	

別表第 5 （第36条関係）

区分	使用料（1区画につき）
世帯式納骨壇	570,000円
個人式納骨壇	320,000円
自動搬送式納骨壇	520,000円
(略)	

別表第 6 （第36条関係）

区分	管理料（1区画1年につき）
世帯式納骨壇	5,040円
個人式納骨壇	4,010円
自動搬送式納骨壇	5,150円

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成5年条例第28号）

改正後

別表第1（第28条関係） 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物の種別	区分	単位	金額
し尿	一般家庭	1回	(1) 次号の場合を除き、次に掲げる額の合計額 イ 1便槽につき <u>324円</u> ロ 10リットル（10リットルに満たないときは、10リットルとする。）ごとに <u>91円</u> （規則で定める不良便槽を使用しているときは、 <u>99円</u> ） ハ 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過する日後に、当該区域においてくみ取りを行うときは、 <u>482円</u> (2) (略)
	事業所（会社、事務所、旅館、飲食店、学校等の事業所をいう。以下同じ。）	1回	(1) 次号の場合を除き、次に掲げる額の合計額 イ 1便槽につき <u>324円</u> ロ 10リットル（10リットルに満たないときは、10リットルとする。）ごとに <u>99円</u> ハ 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過する日後に、当該区域においてくみ取りを行うときは、 <u>482円</u> (2) (略) (3) 仮設トイレのくみ取りの場合は、第1号イ及びロの合計額に <u>3,300円</u> を加算した額
動物の死体		1体	市長の指定する専用焼却施設で処分する場合に限り、 <u>2,750円</u> （拾骨する場合は、 <u>3,850円</u> ）
粗大ごみ	(略)		
	一般家庭から市長の指定する施設に直接搬入するもの（資源物を除く。）	1回又は1個	(1) 次号に掲げるものを除き、100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>220円</u> (2) (略)
生活系廃棄物（し尿、粗大ごみ及び資源物を除く。）	市が収集するもの	指定収集袋（大）1組（10枚入り）	<u>407円</u>
		指定収集袋（中）1組（10枚入り）	<u>305円</u>
		指定収集袋（小）1組（10枚入り）	<u>203円</u>
		指定収集袋（特小）1組（10枚入り）	<u>101円</u>
	市長の指定する施設に直接搬入するもの	1回	焼却処分する施設に搬入するもの又はそれ以外のものそれぞれ100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>220円</u>
事業系一般廃棄物（し尿及び資源物を除く。）		1回	焼却処分する施設に搬入するもの又はそれ以外のものそれぞれ100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>330円</u>

現行

別表第1（第28条関係） 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物の種別	区分	単位	金額
し尿	一般家庭	1回	(1) (略) イ 1便槽につき <u>319円</u> ロ 10リットル（10リットルに満たないときは、10リットルとする。）ごとに <u>90円</u> （規則で定める不良便槽を使用しているときは、 <u>98円</u> ） ハ 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過する日後に、当該区域においてくみ取りを行うときは、 <u>474円</u> (2) (略)
	事業所（会社、事務所、旅館、飲食店、学校等の事業所をいう。以下同じ。）	1回	(1) (略) イ 1便槽につき <u>319円</u> ロ 10リットル（10リットルに満たないときは、10リットルとする。）ごとに <u>98円</u> ハ 公共下水道又は農業集落排水処理施設の処理区域となつてから3年を経過する日後に、当該区域においてくみ取りを行うときは、 <u>474円</u> (2) (略) (3) 仮設トイレのくみ取りの場合は、第1号イ及びロの合計額に <u>3,240円</u> を加算した額
動物の死体		1体	市長の指定する専用焼却施設で処分する場合に限り、 <u>2,700円</u> （拾骨する場合は、 <u>3,780円</u> ）
粗大ごみ	(略)		
	一般家庭から市長の指定する施設に直接搬入するもの（資源物を除く。）	1回又は1個	(1) 次号に掲げるものを除き、100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>216円</u> (2) (略)
生活系廃棄物（し尿、粗大ごみ及び資源物を除く。）	市が収集するもの	指定収集袋（大）1枚	<u>40円</u>
		指定収集袋（中）1枚	<u>30円</u>
		指定収集袋（小）1枚	<u>20円</u>
		指定収集袋（特小）1枚	<u>10円</u>
	市長の指定する施設に直接搬入するもの	1回	焼却処分する施設に搬入するもの又はそれ以外のものそれぞれ100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>216円</u>
事業系一般廃棄物（し尿及び資源物を除く。）		1回	焼却処分する施設に搬入するもの又はそれ以外のものそれぞれ100キログラム（100キログラムに満たないときは、100キログラムとする。）ごとに <u>324円</u>

宮崎市公設合併処理浄化槽条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市公設合併処理浄化槽条例（平成17年条例第151号）

改正後			現行		
別表（第19条、第22条関係）			別表（第19条、第22条関係）		
区分	分担金	使用料	区分	分担金	使用料
5 人槽	(略)	<u>3,880円</u>	5 人槽	(略)	<u>3,810円</u>
6 人槽又は7 人槽	(略)	<u>4,080円</u>	6 人槽又は7 人槽	(略)	<u>4,010円</u>
8 人槽から10人槽まで	(略)	<u>5,030円</u>	8 人槽から10人槽まで	(略)	<u>4,940円</u>
11人槽から15人槽まで	(略)	<u>6,700円</u>	11人槽から15人槽まで	(略)	<u>6,580円</u>
16人槽から20人槽まで	(略)	<u>7,750円</u>	16人槽から20人槽まで	(略)	<u>7,610円</u>
21人槽から25人槽まで	(略)	<u>10,260円</u>	21人槽から25人槽まで	(略)	<u>10,080円</u>
26人槽から30人槽まで	(略)	<u>12,260円</u>	26人槽から30人槽まで	(略)	<u>12,040円</u>

宮崎市運動広場条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市運動広場条例（平成17年条例第121号）

改正後

別表第3（第11条関係）

1 宮崎市佐土原西運動広場多目的グラウンド
照明設備使用料

区 分	使用料
スポーツに使用する 場合	1時間につき 6,600円
スポーツ以外に 使用する場合	1時間につき 8,800円
(略)	

2 宮崎市サンスポーツランド高岡使用料

施設名	使用料		
多目的	(略)		
グラウ ンド	入場料を 徴収する 場合	(略)	
		一般	1時間につき 1,040円
	(略)		
(略)			

現行

別表第3（第11条関係）

1 宮崎市佐土原西運動広場多目的グラウンド
照明設備使用料

区 分	使用料
スポーツに使用する 場合	1時間につき 6,480円
スポーツ以外に 使用する場合	1時間につき 8,640円
(略)	

2 宮崎市サンスポーツランド高岡使用料

施設名	使用料		
多目的	(略)		
グラウ ンド	入場料を 徴収する 場合	(略)	
		一般	1時間につき 1,030円
	(略)		
(略)			

宮崎市立体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市立体育館条例（昭和57年条例第8号）

改正後

別表第1（第12条関係）

宮崎市総合体育館				
種別				使用料（１時間につき）
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒	840円
			一般	1,680円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	2,510円
			一般	5,030円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		18,440円
		入場料を徴収する場合		36,880円
柔道場・剣道場・弓道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
			一般	840円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	1,260円
			一般	2,510円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		10,890円
		入場料を徴収する場合		21,780円
会議室	大会議室			1,110円
	(略)			
(略)				
備考				
1～8 (略)				
9 体育室の冷暖房設備を使用するときは、１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算して徴収する。				
(1) アリーナの冷房設備を使用するとき 9,670円				
(2) 観覧席の冷房設備を使用するとき 6,020円				
(3) アリーナの暖房設備を使用するとき 4,830円				
(4) 観覧席の暖房設備を使用するとき 3,020円				
10～12 (略)				

別表第2（第12条関係）

宮崎市緑松体育館、宮崎市広原体育館、宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館及び宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館				
種別			使用料（１時間につき）	
			宮崎市緑松体育館及び宮崎市広原体育館	宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館及び宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)		
		一般	(略)	910円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		660円	1,330円
(略)				

別表第3（第12条関係）

宮崎市佐土原体育館	
種別	使用料（1時間につき）

現行

別表第 1 (第12条関係)

宮崎市総合体育館				
種別				使用料（１時間につき）
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒	<u>830円</u>
			一般	<u>1,650円</u>
		入場料を徴収する場合	児童生徒	<u>2,470円</u>
			一般	<u>4,940円</u>
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		<u>18,110円</u>
		入場料を徴収する場合		<u>36,210円</u>
柔道場・剣道場・弓道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
			一般	<u>830円</u>
		入場料を徴収する場合	児童生徒	<u>1,240円</u>
			一般	<u>2,470円</u>
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		<u>10,700円</u>
		入場料を徴収する場合		<u>21,390円</u>
会議室	大会議室			<u>1,090円</u>
	(略)			
(略)				
備考				
1～8 (略)				
9 (略)				
(1) アリーナの冷房設備を使用するとき <u>9,500円</u>				
(2) 観覧席の冷房設備を使用するとき <u>5,920円</u>				
(3) アリーナの暖房設備を使用するとき <u>4,750円</u>				
(4) 観覧席の暖房設備を使用するとき <u>2,970円</u>				
10～12 (略)				

別表第 2 (第12条関係)

宮崎市緑松体育館、宮崎市広原体育館、宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館及び宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館				
種別			使用料（１時間につき）	
			宮崎市緑松体育館及び宮崎市広原体育館	宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館及び宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
		一般	（略）	900円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		650円	1,310円
（略）				

別表第 3 (第12条関係)

宮崎市佐土原体育館		
種別		使用料 (1 時間につき)

体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒	840円
			一般	1,680円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	2,510円
			一般	5,030円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		18,440円
		入場料を徴収する場合		36,880円
会議室				630円
(略)				

別表第4（第12条関係）

宮崎市佐土原西体育館				
種別			使用料（１時間につき）	
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
			一般	870円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	1,370円
			一般	2,750円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		1,970円
		入場料を徴収する場合		4,400円
(略)				

別表第5（第12条関係）

宮崎市田野体育館		
種別		使用料（1時間につき）
(略)		
入場料を徴収する場合	児童生徒	1,880円
	一般	3,760円
(略)		

別表第6（第12条関係）

宮崎市穆佐体育館、宮崎市内山体育館及び宮崎市東高岡体育館			
種別			使用料（１時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	(略)		
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1,040円
		一般	2,090円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		730円
	入場料を徴収する場合		4,180円
(略)			

別表第7（第12条関係）

表第1-1（第12条関係）

宮崎市清武体育館			
種別			使用料（1時間につき）
本館競技場	入場料を徴収しない場合	(略)	
		文化的催事に使用する場合	<u>1,830円</u>
		その他に使用する場合	<u>6,080円</u>
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>6,080円</u>
		文化的催事に使用する場合	<u>10,680円</u>
		その他に使用する場合	<u>16,240円</u>
(略)			

体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒	830円
			一般	1,650円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	2,470円
			一般	4,940円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		18,110円
		入場料を徴収する場合		36,210円
会議室			620円	
(略)				

別表第4（第12条関係）

宮崎市佐土原西体育館				
種別				使用料（１時間につき）
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
			一般	860円
		入場料を徴収する場合	児童生徒	1,350円
			一般	2,700円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		1,940円
		入場料を徴収する場合		4,320円
(略)				

別表第5（第12条関係）

宮崎市田野体育館		
種別		使用料（１時間につき）
（略）		
入場料を徴収する場合	児童生徒	1,850円
	一般	3,700円
（略）		

別表第6（第12条関係）

宮崎市穆佐体育館、宮崎市内山体育館及び宮崎市東高岡体育館			
種別			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1,030円
		一般	2,060円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		720円
	入場料を徴収する場合		4,110円
（略）			

別表第7（第12条関係）

宮崎市清武体育館			
種別			使用料（１時間につき）
本館競技場	入場料を徴収しない場合	(略)	
		文化的催事に使用する場合	<u>1,800円</u>
		その他に使用する場合	<u>5,970円</u>
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>5,970円</u>
		文化的催事に使用する場合	<u>10,490円</u>
		その他に使用する場合	<u>15,950円</u>
(略)			

別表第 8 （第12条関係）

宮崎市加納スポーツセンター				
種別			使用料	
第一競技場	入場料を徴収しない場合	(略)		
		文化的催事に使用する場合	1時間につき	1,520円
		その他に使用する場合	1時間につき	4,910円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	4,910円
		文化的催事に使用する場合	1時間につき	8,540円
		その他に使用する場合	1時間につき	12,980円
(略)				

別表第 8 （第12条関係）

宮崎市加納スポーツセンター				
種別			使用料	
第一競技場	入場料を徴収しない場合	(略)		
		文化的催事に使用する場合	1時間につき	1,500円
		その他に使用する場合	1時間につき	4,830円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき	4,830円
		文化的催事に使用する場合	1時間につき	8,390円
		その他に使用する場合	1時間につき	12,750円
(略)				

宮崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市武道館条例（平成17年条例第123号）

改正後

別表（第12条関係）

1 宮崎市佐土原武道館使用料

区分			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
	入場料等を徴収する場合	（略）	
		一般	<u>580円</u>
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合		<u>1,150円</u>
	入場料等を徴収する場合		<u>2,300円</u>
（略）			

2 宮崎市高岡練士館道場及び宮崎市高岡トレーニングセンター使用料

区分			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
	入場料等を徴収する場合	児童生徒	<u>1,040円</u>
		一般	<u>2,090円</u>
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合		<u>730円</u>
	入場料等を徴収する場合		<u>4,180円</u>
（略）			

現行

別表（第12条関係）

1 宮崎市佐土原武道館使用料

区分			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
	入場料等を徴収する場合	（略）	
		一般	<u>570円</u>
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合		<u>1,130円</u>
	入場料等を徴収する場合		<u>2,260円</u>
（略）			

2 宮崎市高岡練士館道場及び宮崎市高岡トレーニングセンター使用料

区分			使用料（1時間につき）
アマチュアスポーツに使用する場合	（略）		
	入場料等を徴収する場合	児童生徒	<u>1,030円</u>
		一般	<u>2,060円</u>
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合		<u>720円</u>
	入場料等を徴収する場合		<u>4,110円</u>
（略）			

宮崎市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市B & G海洋センター条例（平成17年条例第124号）

改正後					現行						
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）						
施設名	種別		使用料			施設名	種別		使用料		
体育館	アリ 一ナ	(略)				体育館	アリ 一ナ	(略)			
		入場料	児童	1時間につき	1,880円			入場料	児童	1時間につき	1,850円
		を徴収	生徒					を徴収	生徒		
		する場合	一般	1時間につき	3,760円			する場合	一般	1時間につき	3,700円
	合					合					
(略)					(略)						
(略)					(略)						

宮崎市石崎の杜鯨鯨館条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市石崎の杜鯨鯨館条例（平成22年条例第32号）

改正後			
別表（第6条、第11条関係）			
区分	単位	金額	
温泉施設	(略)		
	家族・福祉	1室1	<u>2,090円</u>
	風呂	時間	
(略)			
特産品等販売施設	1月	当該月の売上高に100分の5及び100分の110を乗じて得た額	
食事利用料金	1食	<u>5,240円</u>	
備考			
1 (略)			
2 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。）を除く。）をいう。			
3 屋内プール（幼児プールを除く。以下同じ。）又は屋外プールを団体で専用して利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額に、1コース1時間につき <u>1,040円</u> を加算した額とする。			
4～8 (略)			

現行			
別表（第6条、第11条関係）			
区分	単位	金額	
温泉施設	(略)		
	家族・福祉	1室1	<u>2,060円</u>
	風呂	時間	
(略)			
特産品等販売施設	1月	当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額	
食事利用料金	1食	<u>5,150円</u>	
備考			
1 (略)			
2 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額をいう。			
3 屋内プール（幼児プールを除く。以下同じ。）又は屋外プールを団体で専用して利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額に、1コース1時間につき <u>1,030円</u> を加算した額とする。			
4～8 (略)			

宮崎市青島パークゴルフ場条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市青島パークゴルフ場条例（平成22年条例第54号）

改正後				現行			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金
(略)				(略)			
一般	平日	1人1日	<u>630円</u>	一般	平日	1人1日	<u>620円</u>
	休日等	1人1日	<u>840円</u>		休日等	1人1日	<u>830円</u>
児童生徒（回数券）		10日分	<u>2,480円</u>	児童生徒（回数券）		10日分	<u>2,470円</u>
一般（回数券）		10日分	<u>5,040円</u>	一般（回数券）		10日分	<u>4,940円</u>
(略)				(略)			

宮崎テクノリサーチパーク交流研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎テクノリサーチパーク交流研修センター条例（平成17年条例第164号）

改正後				現行			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分	3時間以内の使用料			区分	3時間以内の使用料		
	通常期間	冷房期間	暖房期間		通常期間	冷房期間	暖房期間
大研修室	730円	1,770円	1,150円	大研修室	720円	1,740円	1,130円
小研修室	(略)	1,260円	730円	小研修室	(略)	1,240円	720円
(略)				(略)			

宮崎市道の駅フェニックス条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市道の駅フェニックス条例（平成17年条例第12号）

改正後			現行		
別表（第15条関係）			別表（第15条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3及び100分の110を乗じて得た額	飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3を乗じて得た額
自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
多目的スペース	1 日	当該日の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額又は3,050円のいずれか高い額	多目的スペース	1 日	当該日の売上高に100分の10を乗じて得た額又は3,000円のいずれか高い額
備考			備考		
1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。）、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は自動販売機スペース若しくは多目的スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。			1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額又は自動販売機スペース若しくは多目的スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2 （略）			2 （略）		

宮崎市高岡温泉やすらぎの郷条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市高岡温泉やすらぎの郷条例（平成17年条例第169号）

改正後				現行			
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）			
利用区分		単位	利用料金	利用区分		単位	利用料金
入浴施設	(略)			入浴施設	(略)		
	特別浴室	1 室 2 時間	2,090円		特別浴室	1 室 2 時間	2,060円
休憩施設（個室）		1 室 1 時間	2,090円	休憩施設（個室）		1 室 1 時間	2,060円
(略)				(略)			

宮崎市青島ビーチセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市青島ビーチセンター条例（平成23年条例第49号）

改正後			現行		
別表（第7条、第12条関係）			別表（第7条、第12条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
自動販売機スペース	1月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
備考			備考		
1 「売上高」とは、自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。）を除く。）をいう。			1 「売上高」とは、自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2・3 （略）			2・3 （略）		

宮崎市自然休養村センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市自然休養村センター条例（昭和53年条例第17号）

改正後	現行
（指定管理者の業務） 第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）（略） （2）休養村センターの<u>利用</u>の許可に関する業務 （3）～（5）（略） （<u>利用</u>の許可） 第8条 休養村センターを<u>利用</u>しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、高齢者ふれあい室については、高齢者（60歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して<u>利用</u>の許可を行うものとする。ただし、高齢者の<u>利用</u>に支障のないときは、高齢者以外のものに<u>利用</u>させ、又は<u>利用</u>の許可を行うことができる。 3 指定管理者は、<u>利用</u>の許可をする場合に必要な条件を付けることができる。 （<u>利用</u>の不許可） 第9条 指定管理者は、休養村センターの<u>利用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>を許可しない。 （1）～（3）（略） （<u>利用許可</u>の取消し等） 第10条 指定管理者は、休養村センターの<u>利用</u>の許可を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>利用</u>の許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。 （1）（略） （2）<u>利用許可</u>の条件に違反したとき。 （3）（略） （利用料金） 第12条 <u>利用者</u>は、指定管理者に対し、利用料金を<u>利用許可</u>の際納付しなければならない。 2 （略） （利用料金の不還付） 第14条 既に納入した利用料金は、<u>還付</u>しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）天災地変その他<u>利用者</u>の責めに帰することができない理由によって<u>利用</u>できなかった	（指定管理者の業務） 第7条 （略） （1）（略） （2）休養村センターの<u>使用</u>の許可に関する業務 （3）～（5）（略） （<u>使用</u>の許可） 第8条 休養村センターを<u>使用</u>しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、高齢者ふれあい室については、高齢者（60歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して<u>使用</u>の許可を行うものとする。ただし、高齢者の<u>使用</u>に支障のないときは、高齢者以外のものに<u>使用</u>させ、又は<u>使用</u>の許可を行うことができる。 3 指定管理者は、<u>使用</u>の許可をする場合に必要な条件を付けることができる。 （<u>使用</u>の不許可） 第9条 指定管理者は、休養村センターの<u>使用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>を許可しない。 （1）～（3）（略） （<u>使用許可</u>の取消し等） 第10条 指定管理者は、休養村センターの<u>使用</u>の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>使用</u>の許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。 （1）（略） （2）<u>使用許可</u>の条件に違反したとき。 （3）（略） （利用料金） 第12条 <u>使用者</u>は、指定管理者に対し、利用料金を<u>使用許可</u>の際納付しなければならない。 2 （略） （利用料金の不還付） 第14条 既に納入した利用料金は<u>還付</u>しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）天災地変その他<u>使用者</u>の責めに帰することができない理由によって<u>使用</u>できなかった

とき。
(2) (略)

(利用権の譲渡等禁止)

第15条 利用者は、休養村センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責めに帰する理由により、休養村センターに損害を与えた場合は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

別表 (第12条関係)

区分		金額	
会議室等利用料金	会議室	1 時間につき	<u>1,100円</u>
	大研修室	1 時間につき	<u>1,460円</u>
	(略)		
	洋室	1 時間につき	<u>840円</u>
(略)			
宿泊利用料金		1 人につき	<u>6,280円</u>
食事利用料金		1 食につき	<u>10,480円</u>
(略)			

備考

- 1 3 歳未満の者の入浴料及び宿泊利用料金は、無料とする。
- 2 宿泊利用において利用時間を超過するときは、超過時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とみなす。）につき、その宿泊に利用した会議室等に係る利用料金の額を徴収する。
- 3 第 1 項に規定する者を除き、宿泊利用料金には、利用時間内における入浴料並びに宿泊に伴う朝食及び夕食に係る食事利用料金を含む。

とき。
(2) (略)

(使用権の譲渡等禁止)

第15条 使用者は、休養村センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責めに帰する理由により、休養村センターに損害を与えた場合は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

別表 (第12条関係)

区分		金額	
会議室等利用料金	会議室	1 時間につき	<u>1,080円</u>
	大研修室	1 時間につき	<u>1,440円</u>
	(略)		
	洋室	1 時間につき	<u>830円</u>
(略)			
宿泊利用料金		1 人につき	<u>6,170円</u>
食事利用料金		1 食につき	<u>10,290円</u>
(略)			

備考

- 1 3 歳未満の者は、無料とする。
- 2 宿泊利用において使用時間を超過するときは、超過時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とみなす。）につき、その宿泊に使用した会議室等に係る利用料金の額を徴収する。
- 3 宿泊利用料金には、使用時間内における入浴料並びに朝食及び夕食に係る食事利用料金を含む。

宮崎市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市農村環境改善センター条例（平成17年条例第171号）

改正後

別表第 1 （第10条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
多目的ホール	720円
(略)	

別表第 2 （第10条関係）

1 多目的ホール

区分		使用料（1 時間につき）
入場料等を徴収しない場合	農業関係の催事又は文化的催事に使用する場合	550円
	アマチュアスポーツに使用する場合	550円
	その他に使用する場合	1,100円
入場料等を徴収する場合	農業関係の催事又は文化的催事に使用する場合	1,970円
	アマチュアスポーツに使用する場合	2,750円
	その他に使用する場合	4,400円
(略)		

2 研修室

区分	3 時間以内の使用料		
	通常期間	冷房期間	暖房期間
入場料等を徴収しない場合	円 1,300	円 3,300	円 2,130
入場料等を徴収する場合	円 2,620	円 6,600	円 4,270
(略)			

別表第 3 （第10条関係）

区分			使用料（1 時間につき）
(略)			
多目的ホール	入場料等	(略)	2,030円
	を徴収しない場合	その他に使用する場合	
	入場料等を徴収する場合		
備考			
1 (略)			
2 冷暖房期間中の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に、農事研修室、視聴覚研修室及び和室研修室にあつては			

現行

別表第 1 （第10条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
多目的ホール	710円
(略)	

別表第 2 （第10条関係）

1 多目的ホール

区分		使用料（1 時間につき）
入場料等を徴収しない場合	農業関係の催事又は文化的催事に使用する場合	540円
	アマチュアスポーツに使用する場合	540円
	その他に使用する場合	1,080円
入場料等を徴収する場合	農業関係の催事又は文化的催事に使用する場合	1,940円
	アマチュアスポーツに使用する場合	2,700円
	その他に使用する場合	4,320円
(略)		

2 研修室

区分	3 時間以内の使用料		
	通常期間	冷房期間	暖房期間
入場料等を徴収しない場合	円 1,280	円 3,240	円 2,100
入場料等を徴収する場合	円 2,580	円 6,480	円 4,200
(略)			

別表第 3 （第10条関係）

区分			使用料（1 時間につき）
(略)			
多目的ホール	入場料等	(略)	2,000円
	を徴収しない場合	その他に使用する場合	
	入場料等を徴収する場合		
備考			
1 (略)			
2 冷暖房期間中の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に、農事研修室、視聴覚研修室及び和室研修室にあつては			

1時間につき200円、多目的ホールにあ
っては1時間につき1,050円を加算した
額とする（冷房期間は7月1日から9月
30日まで、暖房期間は12月1日から翌年
の2月末日までとする。）。

3 (略)

1時間につき200円、多目的ホールにあ
っては1時間につき1,040円を加算した
額とする（冷房期間は7月1日から9月
30日まで、暖房期間は12月1日から翌年
の2月末日までとする。）。

3 (略)

別表第4（第10条関係）

区分	使用料（1時間につき）
(略)	
調理室	<u>660円</u>
(略)	

別表第4（第10条関係）

区分	使用料（1時間につき）
(略)	
調理室	<u>650円</u>
(略)	

別表第5（第10条関係）

区分	使用料（1時間につき）
(略)	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合 <u>1,800円</u> 入場料等を徴収する場合 <u>6,410円</u>
(略)	

別表第5（第10条関係）

区分	使用料（1時間につき）
(略)	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合 <u>1,770円</u> 入場料等を徴収する場合 <u>6,300円</u>
(略)	

宮崎市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市農業構造改善センター条例（平成17年条例第172号）

日岡山農業創造改訂版

別表第1（第10条関係）

改正後

別表第1（第10条関係）		
区分		使用料（1時間につき）
入場料等を徴収しない場合	農業関係の催事又は文 化的催事に利用する場合	
	アマチュアス ポーツに利用する場合	(略) 一般
	その他に利用する場合	
入場料等を徴収する場合	農業関係の催事又は文 化的催事に利用する場合	
	アマチュアス ポーツに利用する場合	児童生徒 一般
	その他に利用する場合	
(略)		

別表第2（第11条関係）		
利 用 料 金		
午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時から午 後5時まで
1,310円	1,750円	3,060円
備考 利用時間区分を超えて利用するときは、当該超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、550円を徴収する。		

日岡山農業創造改訂版

別表第1（第10条関係）

現行

別表第1（第10条関係）		
区分		使用料（1時間につき）
入場料等を徴収しない場合	農業関係の催事又は文 化的催事に利用する場合	
	アマチュアス ポーツに利用する場合	(略) 一般
	その他に利用する場合	
入場料等を徴収する場合	農業関係の催事又は文 化的催事に利用する場合	
	アマチュアス ポーツに利用する場合	児童生徒 一般
	その他に利用する場合	
(略)		

別表第2（第11条関係）		
利 用 料 金		
午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時から午 後5時まで
1,290円	1,720円	3,010円
備考 利用時間区分を超えて利用するときは、当該超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、540円を徴収する。		

宮崎市ふるさと農産物加工センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市ふるさと農産物加工センター条例（昭和63年条例第15号）

改正後					現行						
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）						
区分		利用時間	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	区分		利用時間	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで
宮崎市ふる さと農産物 加工センタ ー	農産物 加工室	円 1,860	円 2,200	円 4,060	宮崎市ふる さと農産物 加工センタ ー	農産物 加工室	円 1,830	円 2,160	円 3,990		
	共同家 事室	550	650	1,200		共同家 事室	540	640	1,180		
宮崎市清武 ふるさと農 産物加工セ ンター	農産物 加工室	1,860	2,200	4,060	宮崎市清武 ふるさと農 産物加工セ ンター	農産物 加工室	1,830	2,160	3,990		
	研修室	550	650	1,200		研修室	540	640	1,180		
(略)					(略)						

宮崎市田野物産センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市田野物産センター条例（平成17年条例第173号）

改正後			現行		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
展示販売室	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	展示販売室	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
みそ加工室	1 日	3,070円	みそ加工室	1 日	3,020円
菓子加工室	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	菓子加工室	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
備考			備考		
1 「売上高」とは、展示販売室の利用者が特産品、農産加工品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。）<u>、菓子加工室の利用者が商品等を展示販売室において販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。</u>			1 「売上高」とは、展示販売室の利用者が特産品、農産加工品等を販売して得た対価の額の総額、菓子加工室の利用者が商品等を展示販売室において販売して得た対価の額の総額又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2 （略）			2 （略）		

宮崎市道の駅田野総合案内施設条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市道の駅田野総合案内施設条例（平成17年条例第174号）

改正後			現行		
別表（第15条関係）			別表（第15条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
ふるさと産品販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	ふるさと産品販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3及び100分の110を乗じて得た額	飲食提供施設	1 月	当該月の売上高に100分の3を乗じて得た額
自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
備考			備考		
1 「売上高」とは、ふるさと産品販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。） 、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。			1 「売上高」とは、ふるさと産品販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額、飲食提供施設の利用者が食事等を提供して得た対価の額の総額又は自動販売機スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2 （略）			2 （略）		

宮崎市道の駅高岡条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市道の駅高岡条例（平成17年条例第175号）

改正後			現行		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	特産品等販売施設	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
農産加工室	1 月	当該月の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額	農産加工室	1 月	当該月の売上高に100分の10を乗じて得た額
(略)			(略)		
多目的室	営利を目的として利用する場合	1 日 当該日の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額又は5,090円のいずれか高い額	多目的室	営利を目的として利用する場合	1 日 当該日の売上高に100分の10を乗じて得た額又は5,000円のいずれか高い額
	(略)			(略)	
自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30及び100分の110を乗じて得た額	自動販売機スペース	1 月	当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額
多目的スペース	1 日	当該日の売上高に100分の10及び100分の110を乗じて得た額又は3,050円のいずれか高い額	多目的スペース	1 日	当該日の売上高に100分の10を乗じて得た額又は3,000円のいずれか高い額
備考			備考		
1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）を除く。）<u>、農産加工室の利用者が農産加工品等を特産品等販売施設において販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は多目的室、自動販売機スペース若しくは多目的スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額（消費税額及び地方消費税額を除く。）をいう。</u>			1 「売上高」とは、特産品等販売施設の利用者が特産品等を販売して得た対価の額の総額、農産加工室の利用者が農産加工品等を特産品等販売施設において販売して得た対価の額の総額又は多目的室、自動販売機スペース若しくは多目的スペースの利用者が商品等を販売して得た対価の額の総額をいう。		
2～5 (略)			2～5 (略)		

宮崎市農業団地センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市農業団地センター条例（平成17年条例第177号）

改正後				現行			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前8時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで		午前8時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
生活改善研究室	<u>1,730円</u>	<u>2,310円</u>	<u>2,890円</u>	生活改善研究室	<u>1,700円</u>	<u>2,270円</u>	<u>2,840円</u>
会議室	<u>1,730円</u>	<u>2,310円</u>	<u>2,890円</u>	会議室	<u>1,700円</u>	<u>2,270円</u>	<u>2,840円</u>
(略)				(略)			

宮崎市内山農村研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市内山農村研修センター条例（平成17年条例第178号）

改正後				現行			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前8時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで		午前8時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
大研修室	<u>1,730円</u>	<u>2,310円</u>	<u>2,890円</u>	大研修室	<u>1,700円</u>	<u>2,270円</u>	<u>2,840円</u>
小研修室	<u>1,150円</u>	<u>1,730円</u>	<u>2,310円</u>	小研修室	<u>1,130円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,270円</u>
調理実習室	<u>1,150円</u>	<u>1,730円</u>	<u>2,310円</u>	調理実習室	<u>1,130円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,270円</u>
(略)				(略)			

宮崎市農村公園条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市農村公園条例（平成21年条例第109号）

改正後	現行
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）
(略) 備考 1 (略) 2 農村公園を占有する場合において、使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	(略) 備考 1 (略) 2 農村公園を占有する場合において、使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 3・4 (略)

宮崎市市民農園条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市市民農園条例（平成21年条例第36号）

改正後	現行
（使用料） 第13条 農園の使用の許可を受けた者（以下「農園使用者」という。）は、1区画1年につき<u>7,330円</u>を規則で定める期日までに支払わなければならない。	（使用料） 第13条 農園の使用の許可を受けた者（以下「農園使用者」という。）は、1区画1年につき<u>7,200円</u>を規則で定める期日までに支払わなければならない。

宮崎市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市中心卸売市場業務条例（昭和52年条例第19号）

改正後	現行
（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（10） （略） （11） 卸売価格 せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）</u>を加えた価格をいう。 （委託手数料以外の報償の収受の禁止） 第46条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する手数料（卸売をした物品の卸売価格（<u>消費税額及び地方消費税額を除く。</u>））に数量を乗じて得た額の合計額に第58条第1項の規定により市長の承認を受けた率及び<u>100分の110</u>を乗じて得た額をいう。以下「委託手数料」という。）以外の報償を受けてはならない。 （卸売予定数量等の報告） 第54条 （略） 2 （略） 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>消費税額及び地方消費税額</u>を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。 （仕切り及び送金） 第57条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この項において同じ。））、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>（当該委託者の責めに帰すべき理由により第62条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（<u>消費税額及び地方消費税額</u>を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切	（用語の意義） 第2条 （略） （1）～（10） （略） （11） 卸売価格 せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の8に相当する額</u>を加えた価格をいう。 （委託手数料以外の報償の収受の禁止） 第46条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する手数料（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に第58条第1項の規定により市長の承認を受けた率を乗じて得た額をいう。以下「委託手数料」という。）以外の報償を受けてはならない。 （卸売予定数量等の報告） 第54条 （略） 2 （略） 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の8に相当する金額</u>を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。 （仕切り及び送金） 第57条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この項において同じ。））、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8に相当する金額</u>（当該委託者の責めに帰すべき理由により第62条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の8に相当する金額</u>）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（<u>消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年</u>

金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2・3 (略)

(買受代金の即時支払義務)

第61条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2～4 (略)

別表第4 (第70条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		卸売金額 <u>(消費税額及び地方消費税額を除く。)</u> の1,000分の3.5に相当する金額
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が第50条第2項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れ物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の3.5に相当する金額
(略)		
自動販売機設置区域使用料	非営利団体が設置する場合	(略)
	建物	1台につき 月額 694円
	飲料水の販売	使用期間に係る売上額 <u>(消費税額及び地方消費税額を除く。)</u> に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売	使用期間に係る売上額 <u>(消費税額及び地方消費税額を除く。)</u> に100分の5を乗じて得た額
(略)		

備考

- 1 自動販売機設置区域使用料(土地の使用(使用期間が1月未満の場合を除く。))に係るものに限る。)以外の使用料については、この表に定める使用料の額に100分の10を乗じて得た額とする。

法律第226号)の規定による地方消費税額(以下「消費税額及び地方消費税額」という。)を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2・3 (略)

(買受代金の即時支払義務)

第61条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2～4 (略)

別表第4 (第70条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		卸売金額の1,000分の3.5に相当する金額
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が第50条第2項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れ物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3.5に相当する金額
(略)		
自動販売機設置区域使用料	非営利団体が設置する場合	(略)
	建物	1台につき 月額 750円
	飲料水の販売	使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売	使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額
(略)		

備考

- 1 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び自動販売機設置区域使用料以外の使用料については、この表に定める使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 ～ 5 (略)

2 ～ 5 (略)

宮崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市公設地方卸売市場業務条例（平成23年条例第51号）

改正後	現行
（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（9） （略） （10） 卸売価格 せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額に相当する額をいう。以下同じ。）</u>を加えた価格をいう。 （卸売予定数量等の報告） 第47条 （略） 2 （略） 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>消費税額及び地方消費税額</u>を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。 （仕切り及び送金） 第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この項において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>（当該委託者の責めに帰すべき理由により第54条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>消費税額及び地方消費税額</u>）、控除すべき委託手数料（卸売をした物品の卸売価格<u>（消費税額及び地方消費税額を除く。）</u>に数量を乗じて得た額の合計額に第52条第1項の規定により市長に届け出た率及び100分の110を乗じて得た額をいう。以下同じ。）及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（<u>消費税額及び地方消費税額</u>を含む。）並びに差引仕切金額（以下「<u>売買仕切金</u>」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 （略）	（用語の意義） 第2条 （略） （1）～（9） （略） （10） 卸売価格 せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の8に相当する額</u>を加えた価格をいう。 （卸売予定数量等の報告） 第47条 （略） 2 （略） 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の8に相当する金額</u>を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。 （仕切り及び送金） 第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この項において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8に相当する金額</u>（当該委託者の責めに帰すべき理由により第54条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の8に相当する金額</u>）、控除すべき委託手数料（卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に第52条第1項の規定により市長に届け出た率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（<u>消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額</u>（以下「<u>消費税額及び地方消費税額</u>」という。）を含む。）並びに差引仕切金額（以下「<u>売買仕切金</u>」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 （略）

(買受代金の即時支払義務)

第53条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 (略)

別表第3 (第62条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		卸売金額 <u>(消費税額及び地方消費税額を除く。)</u> の1,000分の3.5に相当する金額
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が第43条第2項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れ物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の3.5に相当する金額
(略)		
自動販売機設置区域使用料	非営利団体が設置する場合	(略)
	建物	1台につき 月額 694円
	飲料水の販売	使用期間に係る売上額（ <u>消費税額及び地方消費税額を除く。</u> ）に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売	使用期間に係る売上額（ <u>消費税額及び地方消費税額を除く。</u> ）に100分の5を乗じて得た額
(略)		

備考

- 1 自動販売機設置区域使用料（土地の使用（使用期間が1月未満の場合を除く。）に係るものに限る。）以外の使用料については、この表に定める使用料の額に100分の10を乗じて得た額とする。

2～5 (略)

(買受代金の即時支払義務)

第53条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 (略)

別表第3 (第62条関係)

種別		金額
卸売業者市場使用料		卸売金額の1,000分の3.5に相当する金額
仲卸業者市場使用料		仲卸業者が第43条第2項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れ物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の3.5に相当する金額
(略)		
自動販売機設置区域使用料	非営利団体が設置する場合	(略)
	建物	1台につき 月額 750円
	飲料水の販売	使用期間に係る売上額に100分の10を乗じて得た額
	その他の物品の販売	使用期間に係る売上額に100分の5を乗じて得た額
(略)		

備考

- 1 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び自動販売機設置区域使用料以外の使用料については、この表に定める使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。

2～5 (略)

宮崎市道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市道路占用料条例（昭和35年条例第3号）

改正後	現行
（占用料の算定） 第3条 占用料の算定は、次の各号により行う。 （1）・（2） （略） （3） 占用の期間が1月未満のものについての 占用料の額は、前条及び前2号の規定により 算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 （4）・（5） （略）	（占用料の算定） 第3条 （略） （1）・（2） （略） （3） 占用の期間が1月未満のものについての 占用料の額は、前条及び前2号の規定により 算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 （4）・（5） （略）

宮崎市公共物管理条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市公共物管理条例（平成14年条例第41号）

改正後				現行			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
種別		単位	金額（円）	種別		単位	金額（円）
砂		1 立方メートル	<u>136</u>	砂		1 立方メートル	<u>133</u>
土砂		1 立方メートル	<u>113</u>	土砂		1 立方メートル	<u>111</u>
砂利		1 立方メートル	<u>162</u>	砂利		1 立方メートル	<u>159</u>
栗石		1 立方メートル	<u>162</u>	栗石		1 立方メートル	<u>159</u>
転石	直径60センチメートル未満	1 個	<u>68</u>	転石	直径60センチメートル未満	1 個	<u>66</u>
	直径60センチメートル以上	1 個	<u>113</u>		直径60センチメートル以上	1 個	<u>111</u>
(略)				(略)			

宮崎市準用河川管理条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市準用河川管理条例（平成17年条例第188号）

改正後		現行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
種別	金額（年額）	種別	金額（年額）
（略）		（略）	
工業用	1 リットル毎秒につき <u>2,053円</u>	工業用	1 リットル毎秒につき <u>2,016円</u>
原動力用	1 リットル毎秒につき <u>68円</u>	原動力用	1 リットル毎秒につき <u>66円</u>
その他	1 リットル毎秒につき <u>686円</u>	その他	1 リットル毎秒につき <u>673円</u>
備考（略）		備考（略）	

宮崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市都市公園条例（昭和32年条例第34号）

改正後

別表第4（第11条の2関係）

都市公園名	有料公園名	利用料金
阿波岐原森林公園	フローランテ宮崎	(略) 年間パスポートを利用する者 1年間 大人 1,560円 1年間 小人 780円
(略)		

別表第5（第11条の2関係）

都市公園名	有料公園施設名	利用料金
阿波岐原森林公園	夢花館多目的ホール	午前9時から正午まで 2,630円
		午後1時から午後5時まで 3,510円
	街並み見本園A棟	午前9時から正午まで 750円
		午後1時から午後5時まで 1,000円
	(略)	
	街並み見本園C棟	午前9時から正午まで 1,130円
		午後1時から午後5時まで 1,510円
	街並み見本園D棟	午前9時から正午まで 570円
		午後1時から午後5時まで 750円
	交流広場	1日につき 19,060円
	(略)	

別表第6（第12条関係）

都市公園名	有料公園施設名	使用料
阿波岐原森林公園	多目的広場	区分 金額
		アマチュアスポーツに使用する場合 (略)
		一般 1時間につき 840円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1時間につき 4,180円
		(略)
	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 630円
宮崎中央公園	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 630円
		(略)
生目台公園	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 630円
		(略)
宮崎市生目の杜運動公園	アイビスタジアム	区分 金額
		グラウンド アマチュアスポーツに使用 児童生徒 1時間につき 840円
		一般 1時間につき 1,680円
		(略)

現行

別表第4（第11条の2関係）

都市公園名	有料公園名	利用料金
阿波岐原森林公園	フローランテ宮崎	(略) 年間パスポートを利用する者 1年間 大人 1,540円 1年間 小人 770円
(略)		

別表第5（第11条の2関係）

都市公園名	有料公園施設名	利用料金
阿波岐原森林公園	夢花館多目的ホール	午前9時から正午まで 2,590円
		午後1時から午後5時まで 3,450円
	街並み見本園A棟	午前9時から正午まで 740円
		午後1時から午後5時まで 990円
	(略)	
	街並み見本園C棟	午前9時から正午まで 1,110円
		午後1時から午後5時まで 1,490円
	街並み見本園D棟	午前9時から正午まで 560円
		午後1時から午後5時まで 740円
	交流広場	1日につき 18,720円
	(略)	

別表第6（第12条関係）

都市公園名	有料公園施設名	使用料
阿波岐原森林公園	多目的広場	区分 金額
		アマチュアスポーツに (略)
		使用する場合 一般 1時間につき 830円
		アマチュアスポーツ以外に使用する 1時間につき 4,110円
		場合 (略)
	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 620円
		(略)
宮崎中央公園	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 620円
		(略)
生目台公園	テニスコート	区分 金額
		(略)
		一般 1面につき 1時間につき 620円
		(略)
宮崎市生目の杜運動公園	アイビス タジアム	区分 金額
		グラウンド アマチュアスポーツに使用 児童生徒 1時間につき 830円
		一般 1時間につき 1,650円

		する場合			
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1 時間につき	8,370円	
(略)					
放送設備			1 時間につき	630円	
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1 時間につき	7,750円	
		4 分の 3 点 灯	1 時間につき	5,810円	
		2 分の 1 点 灯	1 時間につき	3,880円	
		4 分の 1 点 灯	1 時間につき	1,940円	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1 時間につき	38,750円	
		4 分の 3 点 灯	1 時間につき	29,060円	
		2 分の 1 点 灯	1 時間につき	19,370円	
		4 分の 1 点 灯	1 時間につき	9,680円	
(略)					
スコアボード			1 試合につき	730円	
売店			1 箇所当たり 1 日につき	630円	
備考					
1 ～ 3 (略)					
4 グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用 者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、当該入場 料の額の最高額に300を乗じた額（その額が92,180円未満の場合は、 92,180円）とする。					
第 2 野球場	区分			金額	
	グラウ ンド	アマチュアス ポーツに使用 する場合	(略)		
			一般	1 時間につき	840円
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	1 時間につき	4,180円	
	照明設 備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1 時間につき	4,400円
			3 分の 2 点 灯	1 時間につき	2,930円
			3 分の 1 点 灯	1 時間につき	1,460円
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1 時間につき	22,000円
			3 分の 2 点 灯	1 時間につき	14,660円
			3 分の 1 点 灯	1 時間につき	7,330円
	スコアボード			1 試合につき	730円
	(略)				
	はんびド ーム	区分			金額
アリー ナ		アマチュアス ポーツに使用	(略)		
			一般	1 時間につき	840円

	する場合			
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1 時間につき	8,220円	
(略)				
放送設備		1 時間につき	620円	
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1 時間につき 7,610円	
		4 分の 3 点 灯	1 時間につき 5,710円	
		2 分の 1 点 灯	1 時間につき 3,810円	
		4 分の 1 点 灯	1 時間につき 1,910円	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1 時間につき 38,050円	
		4 分の 3 点 灯	1 時間につき 28,540円	
		2 分の 1 点 灯	1 時間につき 19,020円	
		4 分の 1 点 灯	1 時間につき 9,510円	
(略)				
スコアボード		1 試合につき	720円	
売店		1 箇所当たり 1 日につき	620円	
備考				
1 ～ 3 (略)				
4 グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用 者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、当該入場 料の額の最高額に300を乗じた額（その額が90,510円未満の場合は、 90,510円）とする。				
第 2 野球場	区分		金額	
	グラウ ンド	アマチュアス ポーツに使用 する場合	(略)	
			一般	1 時間につき 830円
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1 時間につき 4,110円
	照明設 備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1 時間につき 4,320円
			3 分の 2 点 灯	1 時間につき 2,880円
			3 分の 1 点 灯	1 時間につき 1,440円
		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1 時間につき 21,600円
			3 分の 2 点 灯	1 時間につき 14,400円
			3 分の 1 点 灯	1 時間につき 7,200円
			スコアボード	
	(略)			
	はんびドーム	区分		金額
		アリー ナ	アマチュアス ポーツに使用	(略)
			一般	1 時間につき 830円

	する場合		
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき	4,180円
附属棟	(略)		
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき	840円
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1時間につき 1,260円
		2分の1点 灯	1時間につき 630円
		(略)	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1時間につき 6,280円
		2分の1点 灯	1時間につき 3,130円
		3分の1点 灯	1時間につき 2,090円
		4分の1点 灯	1時間につき 1,560円
		6分の1点 灯	1時間につき 1,040円
	(略)		
備考	1～3 (略) 4 アリーナをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者 が入場料を徴収するときは、アリーナの使用料の額は、当該入場料の 額の最高額に100を乗じた額（その額が <u>46,090円</u> 未満の場合は、 <u>46,090円</u> ）とする。 5 (略)		
体育館	区分		金額
	アリー ナ	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒 1時間につき 630円
			一般 1時間につき 1,260円
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき 6,280円
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1時間につき 930円
		3分の2点 灯	1時間につき 630円
		(略)	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1時間につき 4,710円
		3分の2点 灯	1時間につき 3,130円
		2分の1点 灯	1時間につき 2,360円
		3分の1点 灯	1時間につき 1,560円
	(略)		
備考	1～3 (略) 4 アリーナをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者 が入場料を徴収するときは、アリーナの使用料の額は、当該入場料の		

	する場合		
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき	4,110円
附属棟	(略)		
	アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき	830円
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1時間につき 1,240円
		2分の1点 灯	1時間につき 620円
		(略)	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1時間につき 6,170円
		2分の1点 灯	1時間につき 3,080円
		3分の1点 灯	1時間につき 2,060円
		4分の1点 灯	1時間につき 1,540円
		6分の1点 灯	1時間につき 1,030円
	(略)		
備考	1～3 (略) 4 アリーナをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者 が入場料を徴収するときは、アリーナの使用料の額は、当該入場料の 額の最高額に100を乗じた額（その額が <u>45,260円</u> 未満の場合は、 <u>45,260円</u> ）とする。 5 (略)		
体育館	区分		金額
	アリー ナ	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒 1時間につき 620円
			一般 1時間につき 1,240円
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合	1時間につき 6,170円
照明設備	アマチュアス ポーツに使用 する場合	全点灯	1時間につき 920円
		3分の2点 灯	1時間につき 620円
		(略)	
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合	全点灯	1時間につき 4,630円
		3分の2点 灯	1時間につき 3,080円
		2分の1点 灯	1時間につき 2,320円
		3分の1点 灯	1時間につき 1,540円
	(略)		
備考	1～3 (略) 4 アリーナをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者 が入場料を徴収するときは、アリーナの使用料の額は、当該入場料の		

	額の最高額に100を乗じた額（その額が <u>46,090円</u> 未満の場合は、 <u>46,090円</u> ）とする。				
	5（略）				
テニスコート	区分			金額	
	アマチュアスポーツに 使用する場合 1面につ き	(略)			
		一般	1時間につき	630円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合 1面につき		1時間につき	3,130円	
	照明設 備	(略)			
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合 1面につき		1時間につき 2,620円	
	(略)				
多目的グラ ウンドA	区分			金額	
	アマチュアスポーツに 使用する場合	(略)			
		一般	1時間につき	840円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		1時間につき	4,180円	
	(略)				
多目的グラ ウンドB	区分			金額	
	天然芝 コート	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒	1時間につき 840円	
			一般	1時間につき 1,680円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 8,370円	
	人工芝 コート	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒	1時間につき 630円	
			一般	1時間につき 1,260円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 6,280円	
	照明設 備	アマチュアスポーツに使用 する場合		1時間につき 1,260円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 6,280円	
	(略)				
	(略)				
	陸上競技場	区分			金額
		グラウ ンド	団体	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	児童生徒 1時間につき 840円
一般				1時間につき 1,680円	
アマチュアスポーツ 以外に使用する場合			1時間につき 8,370円		
(略)					
(略)					
備考					
1～3（略）					
4グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用					

	額の最高額に100を乗じた額（その額が <u>45,260円</u> 未満の場合は、 <u>45,260円</u> ）とする。				
	5（略）				
テニスコート	区分			金額	
	アマチュアスポーツに 使用する場合 1面につ き	(略)			
		一般	1時間につき	620円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合 1面につき		1時間につき	3,080円	
	照明設 備	(略)			
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合 1面につき		1時間につき 2,580円	
	(略)				
多目的グラ ウンドA	区分			金額	
	アマチュアスポーツに 使用する場合	(略)			
		一般	1時間につき	830円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		1時間につき	4,110円	
	(略)				
多目的グラ ウンドB	区分			金額	
	天然芝 コート	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒	1時間につき 830円	
			一般	1時間につき 1,650円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 8,220円	
	人工芝 コート	アマチュアス ポーツに使用 する場合	児童生徒	1時間につき 620円	
			一般	1時間につき 1,240円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 6,170円	
	照明設 備	アマチュアスポーツに使用 する場合		1時間につき 1,240円	
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		1時間につき 6,170円	
	(略)				
	陸上競技場	区分			金額
		グラウ ンド	団体	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	児童生徒 1時間につき 830円
				一般	1時間につき 1,650円
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合					1時間につき 8,220円
(略)					
(略)					
備考					
1～3（略）					
4グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する 場合において使用					

		者が入場料を徴収するときは、グラウンド使用料の額は、当該入場料の額の最高額に300を乗じた額（その額が75,430円未満の場合は、75,430円）とする。				
	(略)					
萩の台公園	軟式野球場	区分			金額	
		(略)				
		一般			1時間につき840円	
		(略)				
	多目的スポーツ広場	区分			金額	
		(略)				
		一般			1時間につき840円	
		(略)				
	テニスコート	区分			金額	
		(略)				
		一般 1面につき			1時間につき630円	
		(略)				
宮崎市久峰総合公園	野球場	区分			金額	
		グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
				一般	1時間につき1,040円	
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき1,040円	
				一般	1時間につき2,090円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき2,090円	
			(略)			
		照明設備	野球に使用する場合		30分につき3,660円	
			ソフトボールに使用する場合		30分につき2,710円	
			レクリエーションに使用する場合		30分につき1,770円	
		本部室（放送設備及びスコアボードを含む。）	施設使用料		1試合につき1,040円	
			(略)			
		スコアボード		1試合につき630円		
		(略)				
	(略)					
	弓道場	区分			金額	
		団体	児童生徒		1回につき2,090円	
			一般		1回につき4,180円	

		者が入場料を徴収するときは、グラウンド使用料の額は、当該入場料の額の最高額に300を乗じた額（その額が74,060円未満の場合は、74,060円）とする。				
	(略)					
萩の台公園	軟式野球場	区分			金額	
		(略)				
		一般			1時間につき830円	
		(略)				
	多目的スポーツ広場	区分			金額	
		(略)				
		一般			1時間につき830円	
		(略)				
	テニスコート	区分			金額	
		(略)				
		一般 1面につき			1時間につき620円	
		(略)				
宮崎市久峰総合公園	野球場	区分			金額	
		グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	(略)	
				一般	1時間につき1,030円	
				児童生徒	1時間につき1,030円	
			一般		1時間につき2,060円	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき2,060円	
		照明設備	野球に使用する場合			30分につき3,600円
			ソフトボールに使用する場合			30分につき2,670円
			レクリエーションに使用する場合			30分につき1,740円
		本部室（放送設備及びスコアボードを含む。）	施設使用料			1試合につき1,030円
			(略)			
			スコアボード			1試合につき620円
	(略)					
	(略)					
	弓道場	区分			金額	
		団体	児童生徒		1回につき2,060円	
			一般		1回につき4,110円	

宮崎市田野運動公園	四半的弓道場	(略)			
		区分		金額	
		団体	児童生徒	1回につき	1,040円
			一般	1回につき	2,090円
		(略)			
	パターゴルフ・ミニパークゴルフ場	区分		金額	
		小人		1日につき	150円
		大人		1日につき	250円
		(略)			
		(略)			
	多目的広場	区分		金額	
		入場料を徴収しない場合	全面	(略)	
			一般	1時間につき	940円
			(略)		
		入場料を徴収する場合		児童生徒	1時間につき 550円
				一般	1時間につき 1,100円
		(略)			
	野球場	区分		金額	
		グラウンド	入場料を徴収しない場合	(略)	
			一般	1時間につき	560円
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき 550円
			一般	1時間につき	1,100円
		照明設備	全点灯	30分につき	3,300円
			2分の1点灯	30分につき	2,200円
			4分の1点灯	30分につき	1,660円
		(略)			
		(略)			
	武道館	区分		金額	
		剣道場・柔道場	(略)		
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき 1,360円
			一般	1時間につき	2,710円
		(略)			
		(略)			
宮崎市天ヶ城公園	野球場	区分		金額	
		グラウンド	(略)		
			入場料を徴収する場合	(略)	
			一般	1時間につき	1,040円
		照明設備	野球に使用する場合	30分につき	2,180円
			ソフトボールに使用する場合	30分につき	1,590円
		(略)			
	体育館	区分		金額	
		アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)	
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき 2,090円
			一般	1時間につき	4,180円
			アマチュア入場料を徴収しない	1時間につき	1,460円

		(略)				
	四半的弓道場	区分		金額		
		団体	児童生徒	1 回につき	1,030円	
			一般	1 回につき	2,060円	
		(略)				
	パターゴルフ・ミニパークゴルフ場	区分		金額		
		小人	1 ラウンドにつき	150円		
		大人	1 ラウンドにつき	250円		
		(略)				
	宮崎市田野運動公園	多目的広場	区分		金額	
入場料を徴収しない場合			全面	(略)		
			一般	1 時間につき	930円	
			(略)			
入場料を徴収する場合			児童生徒	1 時間につき	540円	
			一般	1 時間につき	1,080円	
(略)						
野球場		区分		金額		
		グラウンド	入場料を徴収しない場合	(略)		
			一般	1 時間につき	550円	
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1 時間につき	540円
			一般	1 時間につき	1,080円	
		照明設備	全点灯	30分につき	3,240円	
			2 分の 1 点灯	30分につき	2,160円	
			4 分の 1 点灯	30分につき	1,630円	
(略)						
(略)						
武道館	区分		金額			
	剣道場・柔道場	(略)				
		入場料を徴収する場合	児童生徒	1 時間につき	1,340円	
		一般	1 時間につき	2,670円		
	(略)					
(略)						
宮崎市天ヶ城公園	野球場	区分		金額		
		グラウンド	(略)			
			入場料を徴収する場合	(略)		
			一般	1 時間につき	1,030円	
		照明設備	野球に使用する場合	30分につき	2,150円	
			ソフトボールに使用する場合	30分につき	1,570円	
	(略)					
	体育館	区分		金額		
		アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)		
			入場料を徴収する場合	児童生徒	1 時間につき	2,060円
一般			1 時間につき	4,110円		
アマチュア	入場料を徴収しない	1 時間につき	1,440円			

			ユアス場合			
			入場料を徴収する場合	1 時間につき	8,220円	
		スポーツ以外に合				
		使用する場合				
	研修施設	(略)				
		入場料を徴収する場合		1 時間につき	2,060円	
	(略)					
	弓道場	区分			金額	
		(略)				
		年間登録者 1 人につき	児童生徒	1 年間に	つき	2,060円
一般			1 年間に	つき	4,110円	
(略)						
駐車場	区分			1 利用につき		
	大型バス			1,030円		
	(略)					
宮崎市清武 総合運動公園	SOKKE Nスタジアム	区分			金額	
		グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)		
				一般	1 時間につき	620円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間につき	2,470円	
		(略)				
		本部室 (放送設備を含む。)	施設使用料		1 時間につき	620円
			(略)			
		(略)				
		打撃練習場	(略)			
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1 時間につき	830円
	(略)					
	第 2 野球場	区分			金額	
		グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)		
				一般	1 時間につき	620円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 時間につき	2,470円	
		(略)				
		放送室 (放送設備を含む。)	施設使用料		1 時間につき	620円
			(略)			
(略)						
屋内投球練習場	区分			金額		
	投球練習場	(略)				
		アマチュアスポーツ以外に		1 時間につき	1,660円	

	使用する場合	
照明設備	(略)	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯 1時間につき 1,010円
	(略)	
	(略)	
日向夏ドーム	区分	金額
	(略)	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき 1,510円
	照明設備	全点灯 1時間につき 2,660円
		一部点灯 1時間につき 630円
	(略)	
トレーニング室	区分	金額
	アマチュアスポーツに使用する場合	(略)
		1団体1時間につき 1,560円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1団体1時間につき 4,710円
	(略)	
第1テニスコート	区分	金額
	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	(略)
		一般 1時間につき 630円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき	1時間につき 3,130円
	照明設備	(略)
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき 1時間につき 2,620円
	(略)	
第2テニスコート	区分	金額
	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	(略)
		一般 1時間につき 630円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき	1時間につき 3,130円
	照明設備	(略)
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき 1時間につき 2,620円
	(略)	
多目的グラウンド	区分	金額
	(略)	
	照明設備 1面につき	1時間につき 2,130円
	(略)	
	(略)	
弓道場	区分	金額
	個人	(略)
		1年間に付き 3,170円
	団体	1日に付き 5,330円
	(略)	

	使用する場合	
照明設備	(略)	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯	1時間につき 1,000円
	(略)	
(略)		
日向夏ドーム	区分	金額
	(略)	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき 1,490円
照明設備	全点灯	1時間につき 2,620円
	一部点灯	1時間につき 620円
(略)		
トレーニング室	区分	金額
アマチュアスポーツに使用する場合	(略)	
		1団体1時間につき 1,540円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1団体1時間につき 4,630円
(略)		
第1テニスコート	区分	金額
アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	(略)	
	一般	1時間につき 620円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき 3,080円
照明設備	(略)	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき	1時間につき 2,580円
(略)		
第2テニスコート	区分	金額
アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	(略)	
	一般	1時間につき 620円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき 3,080円
照明設備	(略)	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき	1時間につき 2,580円
(略)		
多目的グラウンド	区分	金額
(略)		
照明設備 1面につき		1時間につき 2,100円
(略)		
(略)		
弓道場	区分	金額
個人	(略)	
		1年間に付き 3,120円
団体		1日に付き 5,240円
(略)		

岡ノ下公園	テニスコート	区分	金額
		児童生徒 1面につき	1時間につき 310円
		一般 1面につき	1時間につき 630円
		備考	
		1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。	
		2 1時間未満は、1時間とみなす。	
(略)			

別表第7（第12条関係）

使用の種類	使用料
1 都市公園内の行為	(略)
	写真業（阿波岐原森林公園の国際海浜エントランスプラザの区域において行うものに限る。）
	1台につき 月額 1,040円
	(略)
3 公園施設の管理	阿波岐原森林公園（フローランテ宮崎の区域に限る。）の飲食店及び売店
	1平方メートルにつき 月額 524円
	阿波岐原森林公園（市民の森の区域に限る。）の売店
	1平方メートルにつき 月額 397円
	宮崎市久峰総合公園の飲食店及び売店
	1平方メートルにつき 月額 397円
	宮崎市天ヶ城公園の飲食店及び売店
	1平方メートルにつき 月額 128円
	(略)
備考	
1 (略)	
2 2の項（自動販売機を除く。）及び4の項（宮崎市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げる物件を除く。）の場合において、使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。	
3・4 (略)	

岡ノ下公園	テニスコート	区分	金額
	ト	1面につき	1時間につき 130円
		備考 1時間未満は、1時間とみなす。	
(略)			

別表第7（第12条関係）

使用の種類	使用料
1 都市公園内の行為	(略) 写真業（阿波岐原森林公園の国際海浜エントランスプラザの区域において行うものに限る。） 1台につき 月額 1,030円 (略)
(略)	
3 公園施設の管理	阿波岐原森林公園（フローランテ宮崎の区域に限る。）の飲食店及び売店 1平方メートルにつき 月額 515円 阿波岐原森林公園（市民の森の区域に限る。）の売店 1平方メートルにつき 月額 390円 宮崎市久峰総合公園の飲食店及び売店 1平方メートルにつき 月額 390円 宮崎市天ヶ城公園の飲食店及び売店 1平方メートルにつき 月額 126円
(略)	
備考	
1 (略)	
2 2の項（自動販売機を除く。）及び4の項（宮崎市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げる物件を除く。）の場合において、使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。	
3・4 (略)	

宮崎市フェニックス自然動物園条例の一部を改正する条例新旧対照表

宮崎市フェニックス自然動物園条例（平成13年条例第33号）

改正後				現行			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
	区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額
入 園 料	大人	1人1回につ き	個人 840円 団体 660円	入 園 料	大人	1人1回につ き	個人 830円 団体 650円
	(略)				(略)		
	年間パスポ ートを利用 する大人	1人につき1 年間	2,090円		年間パスポ ートを利用 する大人	1人につき1 年間	2,060円
	年間パスポ ートを利用 する中学生 及び小学生	1人につき1 年間	1,040円		年間パスポ ートを利用 する中学生 及び小学生	1人につき1 年間	1,030円
	駐車場利用料 金	1台1回につ き	1,040円		駐車場利用料 金	1台1回につ き	1,030円
	(略)				(略)		

宮崎市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市工業用水道事業給水条例（平成21年条例第128号）

改正後	現行
（給水負担金） 第11条 前条の規定により給水施設の新設、増設又は改造（増設又は改造にあつては、給水管の口径を増径する場合に限る。）の工事をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる水道メーター（以下「メーター」という。）の口径に応じ、当該右欄に定める基準額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を給水負担金として、前条の承認を受ける際納入しなければならない。ただし、管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水負担金を減額し、又は免除することができる。 表 （略） 2 前項の規定にかかわらず、給水管の口径を増径する場合の給水負担金の額は、増径後のメーターの口径に応じた基準額から増径前のメーターの口径に応じた基準額を控除した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 3 （略） （メーターの貸与） 第20条 （略） 2 使用料は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径に応じ、当該右欄に定める基準額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 表 （略） （料金） 第25条 料金は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （1）～（3） （略）	（給水負担金） 第11条 前条の規定により給水施設の新設、増設又は改造（増設又は改造にあつては、給水管の口径を増径する場合に限る。）の工事をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる水道メーター（以下「メーター」という。）の口径に応じ、当該右欄に定める基準額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を給水負担金として、前条の承認を受ける際納入しなければならない。ただし、管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水負担金を減額し、又は免除することができる。 表 （略） 2 前項の規定にかかわらず、給水管の口径を増径する場合の給水負担金の額は、増径後のメーターの口径に応じた基準額から増径前のメーターの口径に応じた基準額を控除した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 3 （略） （メーターの貸与） 第20条 （略） 2 使用料は、次の表の左欄に掲げるメーターの口径に応じ、当該右欄に定める基準額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 表 （略） （料金） 第25条 料金は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 （1）～（3） （略）

宮崎市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号）

改正後	現行
（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎月、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎月、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

宮崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表
宮崎市火災予防条例（昭和48年条例第56号）

改正後			
別表第10（第52条の4関係）			
手数料を納付すべき者	区分	1件当たりの手数料の額	
(略)			
法第11条第1項前段の規定による設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	(略)		
	貯蔵所 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(略)	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円
		(略)	
	(略)		
(略)			

現行			
別表第10（第52条の4関係）			
手数料を納付すべき者	区分	1件当たりの手数料の額	
(略)			
法第11条第1項前段の規定による設置の許可（以下「設置の許可」という。）を受けようとする者	(略)		
	貯蔵所 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(略)	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,580,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,940,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,260,000円
		(略)	
	(略)		
(略)			